



変化する社会の謙虚な司法政策起業家・周布公平の 生涯(1)：「周布政之助氏事蹟」、「周布公平ノ 記」の紹介を中心に

小野, 博司

ヴァンオーヴェルベーク, デイミトリ

(Citation)

神戸法學雑誌, 72(4):85-136

(Issue Date)

2023-03-24

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100480938>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100480938>



神戸法学雑誌第七十二巻第四号二〇二三年三月

変化する社会の謙虚な司法政策起業家・ 周布公平の生涯（1）

——「周布政之助氏事蹟」、「周布公平ノ記」の
紹介を中心に——

小野博司 = デイミトリ・ヴァンオーヴェルベーク

目次

1. 解説

- (1) 謙虚な司法政策起業家・周布公平
- (2) 資料について

2. 「周布政之助氏事蹟」

3. 「周布公平ノ記」

- (1) 出生、6歳、11・2歳
- (2) 13歳（浅田土着の件）
- (3) 山口移転
- (4) 山口講習堂入校
- (5) 馬関攘夷の事
- (6) 政之助翁、山内容堂公罵言の事（大森事件）
- (7) 一後日譚：容堂公と公平氏
- (8) 家督相続（①児玉留槌の事、②繁澤家の事）
- (9) 政之助翁の相続と、母の事

- (10) 四境戦争 *鎖帷子の事 (以上、本号)
 - (11) 神戸遊学
 - (12) 横浜遊学 (幼年学校入学)
 - (13) 大村益次郎の死
 - (14) 幼年学校・大坂城移転・退学
 - (15) 再び横浜遊学の事
 - (16) 留学 (①米国、②英国、③ベルギーブラッセル着)
 - (17) 帰国 (明治8年)
 - (18) 司法権小丞拝命 (8・5・30)
 - (19) 司法権小丞罷免 (12月)
 - (20) 法制局御用係 (11年夏) 一法律・制度の調査・制定
 - (21) 巡察使関口隆吉に随行の事
 - (22) ブラッセル万国商法会議 (明18)
 - (23) 伊太利公使参事官 (明20)
 - (24) 母、中風のため帰国
 - (25) 山県内閣書記官長
 - (26) 帝国議会開設準備之事
 - (27) 第1回議会
 - (28) 商法のこと
 - (29) 陸海軍愛知大演習
 - (30) 井上毅 (法制局長官) 慰留のこと
 - (31) 腸チブスに罹る
 - (32) 貴族院議員拝命
 - (33) 大津事件のこと
- 附…ベルギー外務省文書館所蔵周布公平留学関係資料
- (34) 県庁改築のこと
 - (35) 明治二五年大洪水復旧工事のこと
 - (36) 明治二四年播州海岸復旧工事のこと

- (37) 日清戦役一丁汝昌のこと
 - (38) 赤十字のこと
 - (39) 神社昇格のこと
 - (40) 政党のこと
 - (41) 教育のこと
 - (42) 農事のこと
 - (43) 神戸築港のこと
 - (44) 湊川附替のこと
 - (45) 神戸運河のこと
 - (46) 行政裁判所長官（明治30～31）
 - (47) 神奈川県知事拝命（明治33・6・16）
 - (48) 三方策：①横浜市域の拡張②港湾改良③内外人クラブ
 - (49) 負担割合のこと（県会・郡市）
 - (50) 学校建設
 - (51) 国府津地方津波のこと
 - (52) 漁業・殖林・菓樹・家禽
 - (53) 観光開発・御用邸のこと
4. 周布公平年表

1. 解説

(1) 謙虚な司法政策起業家・周布公平

1868年に成立した明治政府は、西洋諸国の法制度を模範とした法制改革に取り組んだ。このとき、外国人法律顧問、日本人法律家とともに（または彼らに先行する存在として）重要な役割を果たしたのが、法令や法律書の翻訳、また外国人法律顧問の通訳や彼らが作成した法案・意見書等の翻訳を行った人々である。従来の研究は、法制改革を実現するためのいわば「下地づくり」に当た

る地味な作業を行った彼らについて、外国人法律顧問、日本人法律家に比べてあまり注目してこなかった。しかし、『仏蘭西法律書』を著した箕作麟祥の例を想起すればわかるように、彼らの存在なくして西洋諸国を模範とした法制改革が成功することはなかった。また、彼らに注目することで、新国家の建設やそのための法制改革と、特定の政治指導者・法律家の思想や模範国の変化とを直線的に結び付ける「大味な」議論に一石を投じることもできるのではないだろうか。このような見通しのもと著者はこれらの人々についての分析を行っていくのであるが、これにあたっては、政治学者のジョン・キングダムが唱える「政策起業家 (Policy Entrepreneur)」⁽¹⁾を参考に、「司法政策起業家」という枠組

-
- (1) 著者が参考にした「政策起業家」に関するキングダムの説明を挙げておく（括弧内のページ数は、ジョン・キングダム（笠京子訳）『アジェンダ・選択肢・公共政策—政策はどのように決まるのか—』勁草書房、2017、のもの）。「政策起業家とは、彼らが支持する将来の政策と引き換えにすすんで自分たちの資源を投資する人々のことである。彼らの動機は、特定の問題に対する率直な関心、役所の予算の維持拡大や功績の主張など利己的利益の追求、重視する政策的価値の増進、単なる参加の喜びなどが混じり合ったものである。（中略）これら起業家たちは、公選の公職者、職業公務員、ロビイスト、学者、ジャーナリストなど多くの場所で見つけることができる。起業家を輩出する参加者のタイプは1つではない」（271-272頁）、「政策起業家たちは、好機が素通りしていくことがないよう準備を整え、お気に入りの提案をすぐ使える状態にし、問題の重要性を十分立証しておかなければならない」（221頁）、「政策起業家の成功に役立つのはどのような資質だろうか。（中略）第1にその人物は聞くに値する何らかの主張を持っている。（中略）第2に、成功する起業家には政治的コネや交渉力がある。（中略）第3に、そしておそらく最も重要な点として、成功する起業家には粘り強さがある」（241頁）、「われわれはこれらの政策起業家を超人的に利口な人物として描くべきではない。彼らはすばらしく敏感なアンテナを持ち、窓が開くタイミングを非常にうまく読み取り、適切な時機に動いているのかもしれない。しかしそうでない可能性も大いにある。彼らはつねに自分の提案を推進している。つまり、窓が開かずずっと前から何度も結合を試みては失敗し、まぐれで窓が開いているときにたまたまうまくいったのかもしれない」（244頁）。

みを用いていきたい⁽²⁾。

本稿は、この司法政策起業家の一人に数えることができる周布公平（以下、「公平」）について研究を行う準備作業として、彼の生涯を知るうえで参考となる資料を翻刻するものである。本研究のきっかけは、2017年から2019年にかけて、小野（日本法制史）がベルギーで在外研究を行ったことである。同国における日本研究の拠点であるルーヴェン・カトリック大学（KU Leuven）人文学部日本学科に籍を置き、1998年から同学科で教鞭を取り、日本＝ベルギー関係史についても業績⁽³⁾を有するディミトリ・ヴァンオーヴェルベーク（法社会学）の指導の下、明治期の法制改革に貢献したベルギーとゆかりのある日本人の足跡を調査した。このとき特に力を入れて調べたのが、最初の留学生の一人であった公平⁽⁴⁾である。本稿は、2021年にディミトリ・ヴァンオーヴェルベークが東京大学大学院法学政治学研究科に移籍して以降も継続して行っている、ベルギーゆかりの日本人に関する共同研究の最初の成果である。

公平は、1851年1月7日（嘉永3年12月6日）、長州藩士周布政之助の次男（養子も含めると三男）として萩に生まれた。よく知られているように政之助は、「天保の改革」を行った村田清風（母方の親戚）の薫陶を受け、村田同様に藩財

- (2) 著者のうち小野は、本稿で「司法政策起業家」と呼ぶ人々を「近代法の翻訳者」という観点から分析したことがある（「近代法の翻訳者たち（1）—山脇玄と守屋善兵衛—」法政策学の試み（16）（2015）、「東アジア近代法史のための小論」神戸法学年報（29）（2015）、「近代法の翻訳者たち（2）—制度取調局御用掛の研究—」法政策学の試み（17）（2016）、「緒方重三郎の生涯—近代法の翻訳者たち（2）補論—」適塾（49）（2016））。
- (3) Vanoverbeke D. and Shibai K., 'Leuven Central Prison: A Model for the Modern Penal System in Meiji Japan,' in Vande Walle, W.F. and D. De Cooman (eds.), *Japan & Belgium: An Itinerary of Mutual Inspiration*, Lannoo, Tielt, 2016, pp. 149-157; Vanoverbeke D., 'Japan and the Belgian Constitution: The Influence of a New Small Nation State on Meiji Japan,' in Willy Vande Walle (ed.), *Japan & Belgium: An Itinerary of Mutual Inspiration*. Lannoo, Tielt, 2016, pp. 159-169.
- (4) 公平、馬屋原二郎、河野光太郎が、最初の留学生である。光妙寺三郎も彼らとともに渡白予定であったが、離日直前の発病のため出発がやや遅れた。

政改革（「安政の改革」）を行い、西洋軍制をモデルにした軍制改革⁽⁵⁾を進めた藩指導者（「正義派」）である。また吉田松陰没後に、高杉晋作、久坂玄瑞といった彼の門下生（「松下村塾党」）を自身の配下に組み込んだ人物でもある。

山口移鎮が行われた1863（文久3）年、公平は、周布家が代々暮してきた大津郡三隅下村浅田（前年末に政之助の命で萩より移った）から山口に転居した。そして、元土佐藩藩主山内容堂に対する舌禍事件（「梅屋敷事件」）の責めを負って隠居し、麻田公輔と変名した政之助から周布家の家督を相続した。翌年の下関戦争では、世子・毛利定広の警衛役を務めたが、その直後に公輔（政之助）が、「君公に対して多年自分が責任に対して失敗をしたので実に申訳がない、それで自分は此処で生命を擲つて仕舞ふから、後は後進の人々が大に恢復を図り、他年忠正公の尊王攘夷の目的を達するやうに努力せんことを希望する」として自刃⁽⁷⁾した。公輔（政之助）の死後は浅田に戻り、第二次長州征討に参戦したが、腸チフスに罹ったために戊辰戦争には加わることはできなかった。

明治維新後、父の下で働いていた木戸孝允、伊藤博文、大村益次郎の援助を受けて国内（神戸、横浜、大坂）において洋学（英語、フランス語）修業を行った公平は、木戸に加え、広沢真臣、野村素介、また従兄である杉孫七郎の尽力により、1871年（明治4年）から1876年にかけて、かねてより希望していた海外留学を行った。ベルギー、イギリスで学んだが、長く滞在したのは前者（1871年6月-1874年10月）である。当地では、アテネ・ロワイヤル・ドゥ・ブ

- (5) 小川亜弥子『幕末期長州藩洋学史の研究』思文閣出版（1998）212-215頁。
- (6) 会田雄次＝古川薫＝奈良本辰也「座談会・正義派と俗論党—幕末長州藩の党争—」歴史と文学（22）（1978）13頁（奈良本辰也発言）。
- (7) 『奇兵隊日記』は、政之助自刃について「麻田心乱ニて屠腹」と記す（田村哲夫校訂『定本 奇兵隊日記 上』マツノ書店、1998年復刻、421頁（元治元年9月27日条））。三宅紹宣『幕末維新の政治過程』吉川弘文館（2021）134頁は、「幕府の征討を受ける国難を発生させるに至ったのは自己の責任として、死をもって責任を全うしようとした。周布は、二十五日深夜、畑へ運動をするといって出たが、不安を感じた夫人が始終付き添っていたため、隠し持っていた短刀で立ちながら喉を掻き切って本懐を遂げた」とその最期を詳細に述べる。

リュッセル (Athénée royal de Bruxelles) という、19世紀から20世紀にかけてのベルギー最大のパブリックスクールに通学した。フランス系自由主義知識人の砦として、ブリュッセルの文化生活に重要な役割を果たした同校で、フランス語の習得をはじめ、様々な科目を学んだ⁽⁸⁾。実はベルギーは希望した留学先ではなかったが、次第にヨーロッパの「大国」(イギリス、オランダ、ドイツ、フランス)に囲まれた、この「小国」に強い魅力を感じるようになった。

1876年5月に、親戚である山田顕義の斡旋により明治政府(司法省)に入った公平は、最初、ギユスターヴ・エミール・ボワソナードの著作(*Histoire de la réserve héréditaire et de son influence morale et économique* (1873))の翻訳(ボアソナード著(ギユブケ訳)『仏朗西遺物相続史』元老院、1880)などを手掛けたが、官制改革の煽りを受けて1877年1月に廃官となった。彼が司法政策起業家としての顔を最初に見せたのは、この「専ラ翻訳ニ従事シテ」「豊カナラサル生活ヲ送リツツアツタ」浪人時代である。このとき彼は、「もっとも早いベルギー憲法の紹介と位置づけることも可能であろう」といわれる『白耳義国志』(上・中・下)を著した。確かに同書中・下巻の構成は、ベルギー憲法

-
- (8) Athénée royal de Bruxelles の歴史は 1777 年に遡るが、1850 年にベルギー人エリートのためのパブリックスクールとなった。例えば、「統計学の父」と呼ばれるアドルフ・ケトレー (Lambert Adolphe Jacques Quételet) (1796-1874) は、1819年から1828年まで同校の数学の教師であった。この学校の最も有名な卒業生の一人は、カトリックの政治家、シャルル・ウエスト (Charles Woeste) (1837-1922) である。19世紀には、学校の生徒数は800-900人程度と過去最高を記録していた (Henry Dorchy, *L'Athénée Royal de Bruxelles: son Histoire*, Office De Publicité, 1950)。
- (9) Rani Verellen, 'Sufu Kōhei: His Study in Belgium and the Impact of his Work', 2018: pp.13-16. 著者であるラーニ・ヴェレルンは、KU Leuven でのディミトリ・ヴァンオーヴェルベークの指導学生である。この修士論文は、ベルギー外務省文書館所蔵の資料を用いて、アテネ・ロワイヤル・ドゥ・ブリュッセルでの公平の学習状況を詳細に述べた貴重な研究である。
- (10) 藪田貫『『米欧回覧実記』と『白耳義国志』—「小国」論の共鳴—(初出2002) 同『日本近世史の可能性』校倉書房(2005) 389頁。

(1831)の編別にほぼしたがったものとなっている。しかし、冒頭に「国王」が置かれているなどの違いが見られ（ベルギー憲法の冒頭第1編は「領土及びその区分 (Du Territoire et De Ses Divisions)」であり、国王に関する規定は第3編「権力 (Des Pouvoirs)」第2章に置かれる）、また憲法以外のことも詳細に論じられていることから、単なるベルギー憲法の紹介でないことは明らかである⁽¹¹⁾。憲法にとどまらない、より詳細な制度の紹介を行ったのは、ベルギーにおいて政治・行政・司法が実際にどう運営されているのかを明らかにするためであった。「白ノ国タル英仏諸大国ノ間ニ介立シ疆土最狭小勢力固ヨリ相敵セズ然レトモ其民聰敏ニシテ材芸ニ富ム四隣殆其比ヲ觀ズ故ニ世ノ製作生産ヲ称スル者大率白耳義ヲ推サザルナシ是其政法ノ完備ヲ徴スルニ足ルナリ⁽¹²⁾」と『白耳義国志』の「自序」の中で率直に記しているように、国家としての制度が整備されている点が、ベルギーの魅力であった。言語（フランス語、フラマン語、ドイツ語）や宗教が多様であるにもかかわらず、制度を整えることによって「大国」に負けない国家運営を行うベルギーの姿は、長く続いた封建制を脱し、中央集権国家を建設しようとする明治国家にとって大いに参考になると考えたのであろう。彼は「此本ハ一時ハ各書林ニ配布シテ大分知友其他世間ニ拡ガツタ」と述べているが、1875年には井上毅が『王国建国法』のなかでベルギー憲法の翻訳を行うなど、その国制は明治政府の注目するところであった。「[大国] 中国

(11) 憲法以外で論じられているのは、「立法権」の第2章「国会」中の「幹事局及ヒ議員ノ検査」、「分課及ヒ委員」、「選挙人名簿」、「選挙規程」、「選挙権ヲ有スル者」、「選挙権ヲ有セザル者」、「被選挙権ヲ有セザル者及ヒ議員ヲ兼務スベカラザル者」、附の「県会」、「区会」、「行政権」の第3章「六省章程概略」、第4章「県令」、第5章「県ノ書記官」、第6章「郡長」、第7章「区長參事」、第8章「区長參事ノ職務」、第9章「区長特有ノ職務」、第10章「区ノ書記」、第11章「区ノ会計吏」、第12章「区ノ警察吏」、第13章「区ノ田野監守吏」、「司法権」の第3章「陪審」、第4章「兵事裁判所」、第5章「商事裁判所」、第6章「工事勘解所」、「会計」の第4章「会計検査院」、「兵制」の第2章「国民軍」、第3章「徴兵」、第4章「警視兵」、附録の「退隠費」、「貯金局」である。『白耳義国志』がベルギー憲法の解説にとどまらないことは、Verellen, *op.cit.*, pp.28-29。

(12) 周布公平『白耳義国志 上巻』静養書楼（1877）「自序」1-2丁。

を横にみて、近代化を模索する日本人の描く理想の（あるいはわかりやすい）モデルが、ベルギーという形で、現実の姿で横たわっていた⁽¹³⁾のである。模範国候補としてベルギーを紹介したことが、司法政策起業家として公平が行った最初の重要な提案であった。

1878年5月、政府に戻った公平は、専門的な法学教育を受けた経験はないにもかかわらず、法制官僚として様々な法令の作成に与った。同時代の法制官僚のなかには、井上毅のように自説を声高に唱える者もいたが、彼は自己主張が強い方ではなく、また策謀を巡らせて他人を出し抜くタイプでもなかった。温厚な性格であった彼の信条は「親切」であり、周囲にも「自分にも親切他人にも親切、時間にも物品にも、あらゆることに親切気が必要である」としばしば説いた⁽¹⁴⁾。あるとき山縣有朋は彼のことを「柔」と評したが、悪く言えば指導力を欠いているように見えることもあった⁽¹⁵⁾。要するに彼は、常に静かな行動で大きな船の路線を修正する（change the direction of ocean liners）ことを試みる「謙虚」な姿勢を好んだのである。

法制官僚として最も長く携わったのは、1880年から1887年まで参画した商法典の編纂である。政治指導者（伊藤博文、井上馨）や起草者（ヘルマン・レスラー）に翻弄されながら、次々と変わる責任者（山口尚芳、鶴田皓、寺島宗則）の下、法案（レスラー案）の翻訳や外国法制の調査といった地味で困難な作業にも責任感をもって取り組んだ⁽¹⁶⁾。この商法典の編纂と関連して公平が主

(13) 藪田・前掲注(10) 396-397頁。

(14) 「知事から枢府へ跳ね上つた周布公平男」日曜画報2(4)(1912)14頁。

(15) 明治30年に行政裁判所長官に就任した公平は、これに反対する評定官たちを前に、彼らの待遇を向上させることによって懐柔をはかった。しかしこの行動は裏目に出てしまい、評定官たちの排斥運動がやむことはなく、結局状況を改善できないまま就任から1年を待たずに辞職した（小野博司『近代日本の行政争訟制度』大阪大学出版会、2022、178頁）。山縣が公平を「柔」と評したのはこのときで、後任には「剛」の松岡康毅が充てられた（高瀬暢彦編『松岡康毅日記』日本大学精神文化研究所、1998、262頁（明治31年7月21日条））。

(16) 公平が参画した商法典編纂作業は、主に伊藤とレスラーによって翻弄された。

張したのは、会社法の先行施行(「私共カ骨ヲ折ツテ出来上ツテ居ル所ノ会社法ト云フモノハ発表ニナルコトガ数年間更ニ延期ニナツタト云フコトハ商法上ノ為メニ取ツテ甚タ不得策テアツタト思フ」)と「商法の国際化」⁽¹⁷⁾である。特に後者の「商法ハ民法トハ違ヒマシテ央ハ万国普通法」⁽¹⁸⁾という主張は、彼独自のものであった。父の師である村田清風は特産品の生産や貿易により藩を豊かにしようとしたが、公平も国際貿易の重要性をよく理解し、それを円滑化するための制度の構築を目指したのである。こうした考えを持つに至ったのは、1885年と1888年にベルギーが主催した万国商法会議に明治政府を代表して参加したことがきっかけである。海商法、為替法の国際統一を目指す同会議での議論を通じて、彼は「商法の国際化」に目覚めた。ベルギーが再び彼に重要なヒントを与えたのである。

1880年代後半までは、司法政策起業家の多くは、旧幕臣を含む前時代の知識人や明治初年に海外で学んだ人々であった。しかし1880年代後半以降、その地位は帝国大学(1886年設置)の教授や卒業生たちに奪われていった。これを象徴するのが、磯部四郎が語る法典調査会での箕作をめぐるエピソード(「同じ委員仲間の大学の腐れ教授などが、青二才のくせに、自分が、大学教授だとか、

まず1881年4月に上申した会社条例は、ほぼ同時期にレスラーによる草案作成が開始されたことで棚上げされた。次に、レスラー草案(総則・会社法)をもとに公平らが作成し、1885年9月に上申した草案は、翻訳者にすぎない彼らが自身の草案に改変を加えているとのレスラーの抗議を聞き入れた制度取調局長官の伊藤により破棄された。最後に、公平らにより1886年に完成された商社法(会社法)の施行は、商法全部の同時施行を目論む井上馨外相の横やり(とこれに対する伊藤首相の黙認)で中止となった(高田晴仁「旧商法典編纂小史—実定法研究のために—」(初出2016)同『商法の源流と解釈』日本評論社、2021)。

- (17) 小澤隆司「日本商法典の誕生」法律時報71(7)11頁注(27)。公平が唱えた「商法の国際化」は、1930年のジュネーブ統一手形法条約(1932年批准、1934年発効)及び1931年のジュネーブ統一手形小切手法条約(1933年批准、1934年発効)にもとづき、1934年に手形法と小切手法が制定されることで実現した。
- (18) 「貴族院第一回通常会議事速記録第七号」『帝国議会貴族院議事速記録1 第1回議会 上 明治23年』東京大学出版会(1979)111頁。

何だとか云ふので、生意気に、箕作先生の事を、同等の言葉を使つて、「箕作君」とか、何とか言つて居た、我々は、常に、それを聞いて。先輩を蔑視する奴だと思つた⁽¹⁹⁾」であろう。公平も例外ではなく、ベルギーを模範国とする司法政策起業家としての顔は後景に退き、「長州閥官僚」の一人として政府内で立身出世を遂げていった⁽²⁰⁾。

商法典編纂が挫折した後、父と縁の深かった井上馨外務大臣の斡旋により在外公館（在イタリア王国公使館）で勤務し（1887-1889）、帰国後には第一次山縣有朋内閣で内閣書記官長（1889-1891）を勤めた。その働きが認められて1890年代には、長州閥のなかで、白根専一、曾禰荒助、江木千之、児玉源太郎、寺内正毅とともに「第二世代有力者⁽²¹⁾」の一人に数えられるようになった。大臣には手が届かなかつたが、兵庫県知事（1891-1897）、行政裁判所長官（1897-1898）、神奈川県知事（1900-1912）といった顯官を歴任した。1908年5月には、山縣の後援を受けて男爵を授けられた。書記官長としての働きに加え、政之助の功績も叙爵の理由とされた⁽²²⁾。1912年には枢密顧問官となるが、翌年隠居した⁽²³⁾。家督

(19) 「磯部四郎氏の談 三十四年八月三日」大槻文彦『箕作麟祥君伝』丸善（1907）115頁。

(20) ただし、彼は終生ベルギーと良好な関係を築くことを目指し、例えば、少なくとも1910年以前に設立された日本とベルギーの友好団体（白耳義教会）の会長を務めるなど、両国の交流に貢献した（磯見辰典＝黒沢文貴＝櫻井良樹『日本ベルギー関係史』白水社、1989、303頁（磯見辰典執筆部分））。

(21) 佐々木隆『伊藤博文の情報戦略—藩閥政治家たちの攻防—』中央公論新社（1999）62頁図6。

(22) 松田敬之『〈華族爵位〉請願人名辞典』吉川弘文館（2015）385-386頁（「周布公平」の項）。

(23) 公平が枢密顧問官を辞すことになったのは、「神奈川県知事時代に同県庁にあった金屏風を格安で払い下げ、これが山県宅（椿山荘）に献上されているという疑惑」をかけられたためであった（清水唯一朗『政党と官僚の近代—日本における立憲統治構造の相克—』藤原書店、2007、172-173頁注（127））。しかし彼はこれを不本意とし、再び官途に就くことを望んでいたようである（「大正4年6月1日付周布公平宛杉孫七郎書翰」尚友倶楽部史料調査室＝松田好史編『周布公平関係文書』芙蓉書房出版、2015、57-58頁）。

を息子の兼道に譲ってからは政之助の伝記編纂に力を注ぎ、1921年に亡くなっ
 た。⁽²⁴⁾

(2) 資料について

公平について研究を行うためには、伝記的事実を知ることが第一歩となる。そのため有用なものとして本稿が翻刻するのが、「周布公平ノ記」と「周布政之助氏事蹟」である。⁽²⁵⁾「周布公平ノ記」は、1906年（推定）に、当時神奈川県知事であった公平が半生を語り、⁽²⁶⁾親戚の栗屋良弼⁽²⁷⁾が筆記したものを、戦後に公平の子孫が複写したものである。公平の「自伝」といわれることもあり、彼の生涯を知るうえで最も重要な資料である。現在所蔵が確認されているのは神奈川県立図書館と国立国会図書館憲政資料室で、いずれも複製である。全211頁であるが、169頁の次が188頁となり、最終頁の次に170頁から187頁が続く錯簡が見られる。また理由は不明であるが、いずれも第二次長州征討から明治維新までを記した4頁（29-32頁）を欠いている。

-
- (24) 政之助の伝記は、公平からこれを引き継いだ兼道の代でも完成させることができなかったが（周布公兼「おふくらかし」歴史読本17（10）、1972、119頁）、1977年に高埜利彦の手により周布家所蔵資料中より「発見」され、東京大学出版会より『周布政之助伝（上・下）』として刊行された。同書は、「幕末・維新史研究に不可欠の史料集」と評価されている（高埜利彦「解題」周布公平監修『周布政之助伝 下巻』東京大学出版会、1977、774頁）。
- (25) このほかに、彼が残した日記も重要な資料である。とりわけ維新直後の洋学修業時とベルギー留学時の日記（「漫遊秘録 □独庵□（戊辰日記）」国立国会図書館憲政資料室所蔵『周布公平関係文書』（249））は本研究に深く関わるものであるため、現在翻刻を進めている。
- (26) 木戸孝允との交流を中心に、公平が明治初年の様子を語ったものに、「周布公平氏の談話（大正8年5月19日）」（妻木忠太『木戸松菊公逸話—史実参照—』有朋堂書店、1935、391-399頁）がある。原稿は、明治大学中央図書館所蔵『木戸孝允関係資料』中に収められている。
- (27) 「親類附」『周布公平関係文書』（639）。
- (28) 田中隆二『幕末・明治期の日仏交流—中国地方・四国地方篇（二）山口・広島・愛媛—』溪水社（2014）54頁。

この資料の成り立ちについては、主に鎌倉をフィールドとした郷土史家の堀春夫⁽²⁹⁾（元栄光学園教諭）が以下のように書き残しているので紹介する。

本書は、昭和54年、公平の孫にあたる公兼氏（逗子市新宿在住、昭和55年10月死去）によって龐大な政之助関係の文書が整理され、山口県文書館に寄贈せられた折に見出だされたものを、綾子夫人の手によって複写せられたものの中の一冊である。（たまたま整理作業の一反をお手伝いしたために、これを戴いた。）

夫人のお話しによれば、公平氏の口述を、親戚の粟谷良弼氏に筆録せしめたものであるという。章中、「私カ小供等ニ話ヲスルコトハ今日ハ之ニ止メテ置テ、追々又言足シテ公事私事共話ヲスルコトニ致シマセウ」（200頁）（201頁の誤り…小野注）とあるのを見ると、自伝的思い出を、子弟に夕食のあとにでも語ったのを筆録する形であったかも知れない。内容が日露戦争後の横浜における焼打事件あたりで終わっているのをみると、神奈川県知事在任中（明治33年6月就任）の筆録であるようである。（中略）

筆録者粟谷氏の誌す題名は「周布公平君ノ履歴」であるが、この複写本の題籤は綾子夫人の筆によって「周布公平ノ記」と誌されている。

（昭和56年5月、堀春夫識）

粟谷良弼氏のアワヤは「粟屋」であるかも知れないが、「周布政之助伝」の序文に公兼氏が「粟谷」とされているのでこれによった。公平氏の母の実家は粟屋氏である⁽³⁰⁾。

神奈川県立図書館所蔵本には、1981年6月1日付の県史編集室の印が押されている。そのためこれは、堀が周布家より入手したものを、当時『神奈川県史』

(29) 「堀春夫先生」堀春夫『堀春夫先生遺稿集 玉繩聞き書覚』鎌倉郷土史料研究会堀春夫先生遺稿集刊行委員会（2002）20頁。

(30) 堀春夫「『周布公平ノ記』について（覚）」神奈川県立図書館所蔵『周布公平ノ記』。

を編纂、刊行していた神奈川県県民部県史編集室に寄贈し、神奈川県立文化資料館を経て、神奈川県立図書館の蔵書になったものと推測する⁽³¹⁾。

この資料を最初に紹介したのは田中隆二であると思われる。周布家よりこれを借り受けて複写した田中は、2014年に刊行した著書の中で、留学先をベルギーにした理由（60頁）、ベルギー到着時（62頁）、ベルギー留学中の様子（64-65頁）、帰国（66頁）、第一回万国商法会議出席のために再渡白した際の様子（84頁、88-89頁）を翻刻した⁽³²⁾。また松田好史は、「周布公平—人物と史料—」（2015）を著すにあたり、これを基本資料としている⁽³³⁾。2013年夏に「約一千点—この外に写真数百点が存在する—の史料」を発見した松田らは、「国立国会図書館憲政資料室へ、更に一部を尚友倶楽部へ搬入し仮整理を行った」⁽³⁴⁾。その成果が尚友倶楽部史料調査室＝松田好史編『周布公平関係文書』（芙蓉書房出版、2015）である。「主要な人物四—名の書翰—三一通（中略）と、内閣書記官長就任の前後である明治二二年一〇月二五日から二三年二月一—日までの日記」⁽³⁵⁾を翻刻し、現在最も信頼できる略伝である「周布公平—人物と史料—」を解説に収める同書は、公平を研究するうえでの必須文献となっている。なお松田らによって整理された資料は、2019年より国立国会図書館憲政資料室において、『周布公平関係文書』として公開されている。

本稿では、小野が『周布公平関係文書』に収められているものを読解し、後

(31) 神奈川県県民部県史編集室の資料は神奈川県立文化資料館に移管され（『神奈川県立図書館・音楽堂20年史』、1974、144-145頁）、その後神奈川県立公文書館の設置にともない、文化資料館所蔵の資料は図書館と公文書館に分割された（『神奈川県立図書館・音楽堂40年の歩み』、1994、63頁）。分割にあたっては副本が作成されたというのが、公文書館には「周布公平ノ記」の副本は所蔵されていない。

(32) 田中・前掲注（28）54-56頁。

(33) 松田好史「周布公平—人物と史料—」尚友倶楽部史料調査室＝松田編・前掲注（23）166頁。

(34) 同上158頁。

(35) 同上159頁。

に神奈川県立図書館に所蔵されているものと突合した。また神戸大学の授業でも講読した。参加したのは、柏木佑貴、幸村悠史、小谷知、小林まりん、齋藤桃花、笹尾知世、下田衛、朱靈妍、蘇湘婷、平良涼夏、張銘裕、藤田想真、藤村学、前田裕成、牧野凌馬、眞鍋克弘、宮崎俊輔、森初夏、米田晃大、呂曉鼎、渡部希帆である(50音順)。校註は、小野とデイミトリ・ヴァンオーヴェルベークが共同して行い、最後に両名で確認した。誤記が多いのは元々口述筆記であり、しかも原本を書き写したためと見られる。本資料には章立てはないが、読みやすさを考慮して、堀春夫が作成した「内容目次」にしたがって付した。

「周布公平ノ記」でも記されている家族や青年時代の出来事について、追加の情報を与えてくれるのが山口県文書館所蔵『周布家文書』中の「周布政之助氏事蹟」である。1919年10月に公平が赤木正一に語ったものであるが、当時取り組んでいた政之助の伝記編纂の資料(または成果)の一つであったと推測される。自身について語られている部分は多くなく、「周布公平ノ記」と重なる記述も見られるが、家系、家族についてこれよりも詳細に、また正確に記されている部分が見られるために、翻刻してともに掲載することにした。さらにこの資料は、「周布公平ノ記」の補足にとどまらず、息子から見た政之助の人間臭い姿が描かれているところが興味深い。一般に政之助は、松下村塾党を庇護した正義派のリーダーであり、酒を愛する豪胆な人物として描かれる。「周布公平ノ記」でも政之助は、山内容堂を罵倒する胆力のある人物であったと評価されている。しかし「周布政之助氏事蹟」では、「俺が門閥がもつとあり学問がもつとあると仕事が出来るとも、どうも思ふ通りに運ぶばぬ」と門閥に恵まれないことを愚痴っていたことや、「苦心を慰める為め」に元々飲めなかった酒を口にするようになり、「仕舞には人からもああ云ふやうに酒を飲んではいかぬ」と言われるほどの「暴飲」になったことなど、その実像が記されている⁽³⁶⁾。主君・毛利敬親に忠誠を誓い、また倒幕の意味も持っていなかった政之助は、正義派

(36) 木戸孝允は政之助の「暴飲」を心配し、これを戒める戯画や書を送っている(「木戸孝允 戯画」、「木戸孝允 四行書」山口県教育委員会編『周布家寄贈 周布政之助資料図書』、1979、32-33頁)。

内の過激派が暴走しないように心を砕く一方で、反対派（「俗論派」）からは集中砲火を浴びており、その心労が大きかったことは容易に想像される。この資料については読解・校註ともに小野が担当し、デIMITリ・ヴァンオーヴェルベークも確認を行った。

資料の掲載順は「周布政之助氏事蹟」を先とし、「周布公平ノ記」を後とした。連載は3回を予定している。今回掲載するのは、「周布政之助氏事蹟」の全文と、「周布公平ノ記」の維新以前（1-28頁）である。ここに含まれる山内容堂との交流などは、これまであまり知られていないものと思われる。

翻刻にあたっては、原文では改行となっている部分も追い込みとした。破損により文字数が不明な判読不能部分は〔破損〕とした。また今日差別用語とされているものは、□で伏せ字とした。旧漢字は、一部の人名等を除いて新漢字とした。仮名遣いは原文のままとし、適宜句読点を付した。ルビ（括弧なし）や傍線は原文のままである。誤記や不足している部分はポイントを下げて〔〕で補い、関連情報は注で示した。〔〕の中での年号表記は外国での出来事を除き元号を用いた。年月日、人名、地名、寺名、事件については、特に注記しない場合は、堀由蔵編『大日本寺院総覧（上・下巻）』名著刊行会（1974復刻）、吉田祥朔『増補 近世防長人名辞典』マキノ書店（1976復刻）、周布公平監修『周布政之助伝（全2巻）』東京大学出版会（1977）、国史大辞典編集委員会編『国史大辞典（全17巻）』吉川弘文館（1979-1997）、日本歴史学会編『明治維新人名辞典』吉川弘文館（1981）、妻木忠太『偉人周布政之助翁伝』村田書店（1984復刻）、明田鉄男編『幕末維新全殉難者名鑑（全4巻）』新人物往来社（1986）、井関九郎編『近代防長人物誌（全3巻）』マツノ書店（1987復刻）、「角川日本地名大辞典」編纂委員会＝竹内理三編『角川日本地名大辞典35 山口県』角川書店（1988）、末松謙澄『修訂防長回天史（全13巻）』マツノ書店（1991復刻）、尚友倶楽部史料調査室＝松田好史編『周布公平関係文書』芙蓉書房出版（2015）によった。

2. 「周布政之助氏事蹟」

大正八年十月十二日

周布政之助氏事蹟 周布公平氏 口述

周布公平氏 口述

赤木正一 速記

先人〔政之助〕は文政六年三月〔23日〕の生れにて、長門国萩の江向に於て誕生致しました。其祖先は大詔院様〔毛利秀就〕の時代〔寛永17年〕に、〔長門国〕大津郡洪木村の周布家より新に御抱へになつたのであります。其周布は元石州の周布郷の領主であつて、〔天文23年〕元就公時代にも毛利家に属して居つたことは吉田物語に見えて居ります。其周布の本家は益田〔越中守〕家であつて、今の〔山口県〕阿武郡須佐に居られる益田〔兼施〕男爵家の祖先の家である。石州の周布村には周布八幡と云う神社〔日脚八幡宮〕があつて、八百年の祭を両三年前に致しました。此神社は周布の祖先〔藤原国兼〕の勧請に因るのである⁽³⁷⁾。それから正徳寺と云ふ寺がありまして、昨年回忌の五百年の祭りを致しました。是は矢張周布の祖先の何某〔周布兼信〕が建立したのであります。此益田周布と云ふものは遡ると藤原鎌足から出たもので、鎌足は清和天皇から分れて居る。此遠きを遡つて見ると清和天皇の流と云ふことになる。政之助が萩で生れて其年に間もなく〔6月25日〕父親〔吉左衛門兼正〕が病死して、又一箇月を経て〔7月9日〕惣領の五郎 右衛門〔兼親〕と云ふ人が江戸勤番から長州へ帰任の途中信州諏訪で病死した。此諏訪が上諏訪であつたか下諏訪であつたか判然致しませぬ。所で之を葬つた寺があるだらうと思つて上諏訪下諏訪を土地の人に色々和詮議して見ましたけれ

(37) 矢富熊一郎『益田七尾城史』石見史談会（1961）4-5頁。

ども、どうも判然致しませぬ。鬢髪を従僕が萩に持帰つて、さうして萩に埋葬を致したと云ふことが口碑に伝つて居る。旧藩政の時には戸主と相続人が同時に死去する場合には家が断絶したものであります。そこで政之助は生れた計りではあり、戸主と相続人が凡そ同時に死んだ為に、周布家は断絶を致したのである。是に於て親戚の者で植木五郎^[左]右衛門〔忠資〕、現今の子爵杉孫七郎の家元の実父兄玉伝衛門〔説久〕（政之助の実の兄）、此二人が毛利家に向つて周布家の再興の事を嘆願致して、遂に（9月29日）周布家の前知行高〔151石〕の半額〔68石〕を給せられて、周布家の再興を許された。併ながら〔数え〕一歳としては此儀も叶はざる為に〔数え〕二歳として取計をした。夫故に後世毛利家の記録には、多くは政之助の歿した年は四十三歳とあります。其实今申した訳で四十二歳であるからして、四十二歳と記載した物もあります。同時に親と兄が亡くなり、一旦にもせよ家が断絶したものであるから、家計は頗る困難に陥つてしまつたので、其時母〔村田伝左衛門信嘉の娘・竹〕は四十五歳である。其四十五歳の母と一歳の子が周布家に存して、前申す植木五郎^[左]右衛門、兄玉伝兵衛の女婿の許に周布家を持たせて行つたのである。此五郎^[左]右衛門と云ふ人は政之助の姉〔末〕の婿である。それで学校に通ふ年齢迄の事は何も分りませぬ。〔天保11年〕明倫館に入つて初めて文武の道を講ずるに付て、文芸の方は山縣太華、飯田與右衛門、其他当時文学の方の人が色々ありましたことであらうと思ふ。それから撃剣は内藤〔作兵衛幸道〕の門人、槍術は岡部〔内記統陳〕の門人で、弓術は栗屋、馬術は内藤〔作次郎〕の門人であつた。当時武術の修業をするにも困難をしたことが口碑にも伝つて居る。撃剣や槍術は相手があるものだから試合は容易に出来るが、馬術の如きは馬に乗るのであるから、馬を持たぬ者は人の馬を借用して乗らなければならぬ。夫が為に、幼少の頃に馬持の武士の所を挨拶に廻つて、今日は一鞍お前の馬に乗せて貰いたいと云ふやうなことで、其承諾を得て漸く乗ると云ふやうなことであつたと聞いて居る。さうして居る中に文学武術も段々順当に進んだものと思へて、〔弘化4年〕二十五歳の時に^[左]検使座役を仰付られて、其頃明倫館が萩の堀内にありましたのを新築すると云ふことになつて大に文武の道を拡張され、其明倫館が落成すると同時に〔嘉永2年〕都講役を仰付られた。明

倫館の都講と云へば今日の学校の学監或は幹事と云ふやうなものであつて、明倫館在学中の事も能くは分りませぬが、兼重慎一翁〔文化14年生〕の話に、此兼重翁は政之助より年は二三年長じて居るから明倫館に入学したのは一年か後で入学致して、始終共に在学をして居つたが、政之助は学監の教頭で、それから明倫館の都講より拔擢せられて〔嘉永3年〕^{〔地方右筆唐船方添役〕}唐船方になつたが、それが二十九歳の時であつたらうと思ふ。それから三十二歳の年に官を罷められて民間に下つたことがある。其間には色々の役目を致して、〔嘉永6年〕遂に毛利藩の財政の改革主任〔政務庶役〕を仰付けられて、大分時勢不相応の大改革をしたものと思へる。夫が為に士族の者共が沸騰して、遂に政府を顛覆したと云ふやうな訳で、〔安政2年〕其主任の役人が両三人〔政之助、内藤万里助、伊藤市右衛門〕免官になつて逼塞を命ぜられた。此逼塞と云ふことは昔門戸を閉し家を暗くして面会を禁じて御免のある迄は謹慎をして居る罰であつた。凡そ一年間程閑散で居つて〔安政4年〕〔先〕^{〔宰判〕}大津郡の代官に任ぜられた。代官と云ふのは今日の郡長に当る処である。けれども今日の郡長よりは其権限とか或は威勢と云ふものは余程上であるやうに思はれる。当時は其代官のことを文人墨客は県令と称へて居つたやうな時代である。

政之助が此代官在勤中の著しき事蹟は、^{〔先〕}前大津の川尻と云ふ村は鯨を漁する村であつて、其当時鯨漁の不漁の為に負債が層み大に困難を致して居つた。そこで其整理案を立て、其村の恢復を図つた。其整理の一手段として、従来鯨漁があると代官始め元締手子と云ふやうな代官所の役人には鯨の分配を致し居つたものであるが、政之助は之を全廃せしめて役人に贈ること相成らず、又受けることも相成らぬと云ふ厳達を致した。夫故に鯨の漁が段々あり出して、今度^{〔先〕}前大津に鯨が獲れたと云ふ評判が萩市中に拡がると云ふと、友達や出入の人などは代官の周布さんの処に行つて鯨を貰らつて来やうと云ふて所望に来たことがある。然るに従前の如く鯨の所望は無くなつた時であるからして、其所望者を満足せしむることが出来ない。それかと云ふて一々之を弁解するのも面白くないので、私財を擲つて近隣の魚屋から鯨を買取つて所望する人々に分配し

たと云ふことがある。是には私の母〔幸子/サイ/千代⁽³⁸⁾〕も随分経済上困つたと云ふことである。マア自分の功に誇らずして土民を満足せしめたと云ふので、今以て川尻と云ふ処の者はそれを徳として話して居る。

今一つ話に残つて居るのは、前^{〔先〕}大津の孝子節婦^{〔登波〕}のとわと云ふ女が居つた。其女は宮番〔の妻〕であつたが、当時宮番と云ふ者は□□と百姓の間に位する者であつて、宮の掃除をしたり或は村方の使ひ歩や他の用事をしたりして居る者である。所が〔文政4年〕此人の良人〔幸吉〕并に親〔甚兵衛〕、妹の婿〔枯木龍之助〕に殺害されたのである。そこで長い間の苦心をして〔天保12年〕敵討を致したことがある。それで誠⁽⁴⁰⁾に奇特の者であるからして此とわと云ふ者を平民にして、其当時の普通の者に昇進せられるやうにと政之助が尽力せられたが、詰り其事を政府に建白をしられたことがある。そこでとわの碑を建てると云ふことであつて、其題作を吉田松陰先生がしられたと云ふことが吉田の記録に残つて居る⁽⁴¹⁾。其事は当時の事であるから、□□を平民にすと云ふことは容易なことでないから御詮議中に他の役目に転じた次第であります。是は外の事であるが、近頃〔大正6年〕漸く其とわの碑〔烈婦登和碑〕が有志の発起で〔滝部八幡宮に〕建設された。其碑文は多分積年政之助が松陰先生に題作を頼んだのであらうと思はれる。斯^{〔先〕}の如く前^{〔幸判〕}大津 郡 の為には大に尽し居つたけれども、僅に一年位で〔安政4年〕

- (38) 文政12年に生まれ、嘉永2年6月に政之助と結婚し、明治26年4月に亡くなった（「周布兼英」霞会館華族家系大成編輯委員会編『平成新修旧華族家系大成 上巻』吉川弘文館、1996、775頁）。松田好史の指摘どおり周布公平の戸籍（「周布公平戸籍謄本」『周布公平関係文書』（631））には「サイ」とあるが（松田・前掲注（33）147頁）、「粟屋家系」（山口県文書館所蔵『周布家文書』（周布家107））は「千代」とする。「周布公平ノ記」のなかで、公平は「千代」は「私ノ母ノ幼名」と述べる。
- (39) 幸吉は重傷。殺害されたのは登波の父、弟、妹である（「登波復讐略記」北川榮熊編『烈婦登波 烈婦表旌会、1917、8頁）。
- (40) 実際には敵討ちは行っておらず、捕縛された龍之助が隙を見て自害した（同上11頁）。
- (41) 「丁巳幽室文稿」山口県教育会編『吉田松陰全集 第3巻』岩波書店（1935）225頁（「跋烈婦登波書」）。

中央政府〔江戸方用役兼地方所帯方〕に榮転を致したのである。後年政府に共に立つた人が多く、王明舎〔嚶鳴社〕と云ふ学友の集つた会の人が多いやうに思ふ。其王明舎と云ふ者は明倫館の都講から官途に出て明倫館で共に学んだ学友が申合せて起したものであつて、〔弘化3年〕北條瀬兵衛〔伊勢華〕と云ふ人と政之助と二人が發起して起したものである。是には後來有名の人々が居つた。前田孫右衛門、中村〔道太郎〕九郎、来原良蔵、兼重慎一、松島剛蔵、佐久間〔左〕佐兵衛〔赤川淡水〕、杉民治〔吉田松陰の兄〕、中村百合蔵〔浩道〕、乃美隆庵、上領九郎兵衛〔頼軌〕、口羽徳助、是等の人々であつた。〔嚶鳴社〕此王明舎の趣意は多年朱子学を根源として學問が實際に迂遠になつて来たのであるから、大に歴史を研究して漢学を實地に活動せしめやうと云ふ目的で互に研究したのであるやうに思はれる。それで尊皇攘夷の為に大に活動した人々が沢山に王明舎から出て居るので、後に中村百合蔵の処から三条実万公〔三条実美の父〕の御書きになつた王明舎と云ふ額が私の手に這入つたが、政之助から自分の手に渡つたと云ふことを云はれたが、それはどう云ふ訳であつたか分らない。〔嚶鳴社〕其王明舎と云ふものは賞めてあつたやうに思はれる。

それから、精神上の薰陶は村田清風翁より大に受くる処がありましたと信ぜられるのであります。村田翁より政之助に宛たる書簡が今日悉く残つて居る物は国事に関し政府当局者の執るべき方針、又注意すべきこと杯が書いてあります。此村田清風と云ふ人は〔天保の改革で〕毛利家の三百年來の政治向を改良をして、後に忠正公〔毛利慶親（のち敬親）〕の朝廷に御尽し為された所の国の基を広めた人である。其人の薰陶を受けたことが最も大なるものであつたやうに思はれる。當時の政治家に坪井九右衛門と云ふ人が居つて、此人が村田清風翁に代つて重要な地位に就いたことがあります、それが一回のみならず二回も三回も村田と坪井とは交代をして重要な地位に就いたのである。坂井榮蔵〔境二郎〕と云ふ人が政之助に少年時代に愛せられた人であつて、後に島根県令で官を辞して〔明治33年〕萩で亡くなられたが、此人の話に、或日政之助翁の処に来た処が、今日坪井九右衛門に会ふたならば、坪井が全盛時代であつて、我配下で大に力を尽して呉れと云ふことを云はれたから俺は大に冷笑して遣つたと得意に話されたと云ふことを坂井が話したことがある。之を見ると坪井は政之助を自分の

徒党の方に使いたいと云ふ心があつたかとも思はれる。併し趣旨が違つて居つて拒絶したものかと思へる。で政之助の余程苦心であつたと思ふのは、村田清風翁は段々年を取られ、遂に安政二年かに歿しられた。政府の役人は昔の保守派の人が中々多いものであつたから、是に新思想の役人を加へて逐々新陳交代せしめなければ時勢に適応する政治が出来ない。其人の交代に付ては余程苦心をせられたもののやうに見へる。初め政府に出た時の筆頭には棕梨藤太と云ふ人が居つた。或は中川右衛門と云ふ人も居り、後には棕梨藤太とか中川右衛門と云ふ人は絶体に反対の人であつて、遂に両派〔正義派と俗論派〕の戦と云ふやうなことも歴史に残つて居る。で新旧思想の変遷の際に当つて政之助の要路に居つたものだから、其辺の困難は容易ならぬことであつたらうと思はれる。けれども遂には政府に自分の同志の人々が用ひられて、宍戸九郎兵衛〔真激〕とか、前田孫右衛門、北條瀬兵衛と云ふやうな王明舎〔嚶鳴社〕の人達が政府で一緒に仕事をし居つた。其時は愉快に仕事が出来たらうと思はれる。それから後進の人にあつては、木戸〔孝允〕公始め、高杉〔晋作〕、久坂〔玄瑞〕其他当時武士分と云ふのでなしに、所謂足輕御家人と称へる極く下級の人より人物を上げると云ふことに苦心をせられたやうに思はれる。

〔安政3年〕江戸で丙辰丸と云ふ船が出来た時に、其船を大坂に廻航すると云ふ時に伊藤俊介〔輔〕、後の伊藤博文公に貴様は今度大坂へ此船に乗つて行けと云ふことを云はれた。さうして大坂に行つたら士分に取立てるやうに推薦をして遣ると云ふことを云はれたことがある。そこで伊藤さんは畏りましたと云ふて木戸さんに相談をされた。甚だ危い余程考物だよと云はれたので、翁の言に背いて陸路を大坂に行つて、それから京都に出て、大変に父に叱られたと云ふことを後に伊藤が話されたことがある。マア兎に角、出来る人は門閥に拘らずズンズン引上げて行くと云ふことに心を用ひられたものと見へる。〔文久3年〕奇兵隊の出来たのも其一つであつて、奇兵隊と云ふ隊を拵へるに付ては、身分の如何に拘らず有志の者が集つて、其日から帯刀を出来れば乗馬も出来、隊長にもなれば総督にもなれる。即ち他年の門閥を打破して、其人の力次第で適當の処に用ひられると云ふことになつた。政之助に接近して居つた人の話に、或は

何か国家の大事件に付て自分が思ふやうなことが行はれぬと云ふことを歎息して云ふことに、俺が門閥がもつとあり学問がもつとあると仕事が出来るけれども、どうも思ふ通りに運ぶばぬと云ふことを云はれたことがあると云ふて話した人がある。

^{〔1月20日〕}

文久二年の壬戌一月か二月に逼塞を命じられた。当時萩町河添中ノ町横丁に住居して居つたのである。処で此逼塞する前年〔文久元年〕、江戸より〔航海遠海策幹旋を目的とする〕忠正公の御上りの御道中迄〔和宮降嫁阻止を訴える久坂玄瑞を伴って〕押して帰つて来たと云ふことの罪で罰せられたのである。三月十三日^{〔10〕}に俄に逼塞を免ぜられて、さうして上京を命ぜられた。それはちょうど丁度島津三郎〔久光〕が薩摩から勤王の義を唱へて京都に上つて何か事を起さうとした。忠正公は江戸に御在勤であつたが、早く政之助を御呼寄せになる必要が生じたものと見へて、十四日の晩を萩を出発して急遽東上させられた。其萩出立の時は、大に再び生きて還らぬと云ふ決心をしられたものと見へて、玄関より出る時に出棺出棺と言ふて出られた。此事を今日存生の〔毛利家家令〕井関美清と云ふ人が能く話をしられる。此井関美清翁の父親は井関三右衛門〔古溪〕〔白根専一の伯父〕と云つたが、其人は和歌を作ることが巧みで小役人でもあつた。此人が美清翁を連れて暇乞に來られて居つたが、座敷に梅一の書いた梅に月の額が掲げてあつた。所がそれを井関^{〔三郎〕}三右衛門老人は兼て欲しかつて居つた故に、其席で政之助が井関老に向つて井関もう俺も此額を再び見ることはないと思ふから、最早不用の物であるから貴様に之を遣ると云ふて呉れられた。それで井関翁は大に喜んで之を受けられたが、其時に満堂送別の客は雑沓を極めて居つて、遂に夜五時頃、即ち今時の八時頃、出棺出棺と云ふて刀を掲げて出られたのを目撃して誠に追想に堪へぬやうで井関翁に話された。私は其時丁度十三歳であつて、父も袂別とでも思つたか私を連れて^{〔富〕}富海迄参つた。私も亦江戸に付いて行きたいと云ふことも云つたやうに思ふが、兎に角^{〔富〕}富海迄連れて行つて送り還へされた。其当時陪臣の〔口羽徳祐陪臣〕坂上忠助、〔清水清太郎陪臣〕難波伝兵衛、〔浦鞆負陪臣〕秋良敦之助〔貞温〕の三人が学問もあり節義を貴ぶ人であつて政之助に大に愛せられて居つた人である。それで、此三人を連れて上京をすると云ふこ

とになつた。坂上は塾を開いて塾生が中々多く居つたものであつて、坂上が其晩に先人に付いて行くに付て、其又門人が数十名見送つて萩を出立致した。大谷に大岡〔大賀〕幾助〔大賀〕と云ふ酒屋があつて、是又奇人であつて和歌に巧な人であつた。其処の大岡〔大賀〕に寄つて一酌を催して、さうして明木、佐々波〔並〕と進んで行つた。今に私は覚へて居るが、佐々波〔並〕で山駕に私を乗せられて、駕の中で眠つて〔升〕一舂谷を転げ落ちた。それで人足が駕の周囲を縄で縛つて徹夜で山口迄行つた。父は駕であつたか歩いて行つたか覚へぬか、駕でなく歩いて行つたやうに覚へて居る。坂上や門人等も歩いて行つたから誠に賑かであつた。それから山口で朝飯を食つて、さうして〔富〕富海迄行つて、入江と云ふ船問屋に泊つた。それは慥か大和屋と云ひ居つたと思ふ。其晩〔富〕富海に一宿して、さうして翌日矢張船に乗らずに陸を上つて行かれた。〔富〕富海の端れの松原で別を告げて、子供心にも私は是が永の別れか知らぬと云ふやうな気持がした。當時は時勢頗る切迫の時であつたから、さうして後を見送つたら後ろを振向きもせずしてブツ先羽織に刀を差して伴を連れて行つた姿が今に見へて居る。片山勘一と云ふ歌詠みが居つたが、此人が〔富〕富海迄行つて、それに私を託して萩に連れて帰へされた。其時彼に十金か二十金か与へて、萩で友達を集めて国家の幸福を祈る為に歌の会でも催せと云つて与へたのである。其当時私は〔富〕金槌〔42〕と云ひ居つた。片山が介添で十数人集まつて互に和歌を作つて父の処に送つた。其題が「赤心報国」と云ふので、今に私の家に残つて居る。所が其片山と申す男は何処で亡くなつたか遂に其終りが分らぬ。どうも誠に残念に思ふて居る。彼は歌は中々巧手であつた。

三月の十四日に萩を立つて〔25日〕京都に上つて、〔29日〕京都から江戸に下り、途中島田の宿で後から村田次郎三郎〔村田清風の子〕が馬関から上つて来て追付かれた。村田が馬関へ役人で出張をして居られたのが島津三郎の上京の事を聞いて、遂に其情報報告の為に上方に上られたのであつて、東海道島田の駅で追い

(42) 「私儀通称金槌実名公平ニ候処先達テ洋行中一名ヲ用可申旨御布達ニ依り実名公平ヲ用來（中略）実名公平ニ改称致度本県庁へ相願候処去ル（明治9年…校註者注）五月二五日聞届相成候」（「〔周布公平履歴関係書類〕」『周布公平関係文書』（410-8））。

付て政之助に聞及ぶ所の事情を話されたものと見へる。さうして〔4月11日〕江戸に着して〔7月1日〕六月頃に京都へ上つて、其当時忠愛公〔毛利定広（のち元徳）〕が京都に御出になり、八月頃に忠愛公が京都から江戸に御下りになる其御伴をして上つたのであるが、何か病気の為め後から江戸に下つた。其病気は虐と云ふことに聞いて居る。其当時は「オコリ」と云ひ居つたが、其為に遅れて〔9月6日〕八月頃江戸に下つた。それから〔5月2日〕將軍、即ち其当時の將軍〔徳川家茂〕上〔洛〕絡と云ふことの〔敬親の〕建白があつて、越前の春嶽〔松平慶永〕や土州の容堂公〔山内豊信〕やらが顧問となられ、或は又要路に立つて色々心配さるる時であつた。所で壬戌の一月の十三日に或る事件〔梅屋敷事件〕が起つた。其事件は何であるかと申すと、能く人の口碑に伝はつて居る所の久坂、高杉杯が〔英国公使館を〕焼打に行くこと云ふことになつたので、忠愛公がそれを止めに途中迄御出懸けになつて、大森の〔梅屋敷〕梅園で今さう云ふ事をしては却て国家の為に宜しくないと云ふことを御説論になつた。忠愛公が江戸の麻布の屋敷〔下屋敷〕を御発しになる時に政之助が酒を飲んで居つたが、其事を聞いて政之助も大森迄行つた。丁度説論も済んで、其処へ土州の武士〔林茂平、諏訪重中、小笠原唯八、山地元治〕が四人共、山内容堂公から送られて居つたから、酒の勢を借りて、畢竟斯う云ふ志士の憤激すると云ふことは容堂公が誠心誠意で行られぬから斯う云ふ事が起つたのであると云ふことを云ふた〔45〕。それが元因になつて土州の志士が四人計り来て、周布政之助を殺害する

(43) 文久2年7月9日、文久の改革で慶永が政事総裁職に就任した。

(44) 横田達雄『『武市半平太——ある草莽の実像』批判（入江好脩著・中公新書）一併せて我が国史壇批判—』日本図書刊行会（2003）320頁注（1）。

(45) 事件直前の文久2年10月10日、「容堂は、酒の勢いも手伝ってか、大言壮語の飛沫を周布の顔に吹きかけることになる。それは、「攘夷の叡旨、幕府に於いて遵奉なければ、たちまち内乱紛興すべし。（三条）勅使東下の前、すでに幕議決定なかるべからず。もし將軍允裁なくば、袴を曳き裂るまでに諫争すべし」という豪胆な発言であった。さらにまた、容堂は、勢いに乗じ、「方今天下の三傑」は一橋慶喜・松平春嶽・山内容堂の三人だと「放言」した。（中略）この時点の周布は、もはや単純な攘夷論者ではなく、将来の海外進出をも見据えていたが、天真爛漫な容堂が不用意に発したこれらの言葉に刺戟されて、容堂に大なる期待（それは、現状の打破に向けて強大なリーダー・シップを執るもの

と云ふことになつたが、其時の事は色々書いてあるから人の知つて居ることである。それが元になつて麻田公輔と名を変へた。それは成年の十一月であつた。それから翌年亥年の二月〔2月22日〕頃に京都へ上つた。其前に忠正公は〔愛〕〔文久2年12月〕京都の方に御上りになつた。京都に上るのが少し遅れるので、忠愛公から政之助〔志道〕〔多〕に詮索せよと云ふ手紙を井上聞太〔井上馨〕に持たせて下られた。何分京都の形勢は切迫して居る時であつて、一日の此処に居ることを許さぬから早く上つて来い、さうして委細の儀は聞多より承はれと云ふのであつた。其手紙は私の家に残つて居るが、それを見ると、或は高杉が後に残つて井上に渡したのかそこは判然としなない。其手紙は今でも存して居る。

それから亥年の二月頃に京都に上つて、表向に政之助と名乗つて働くことが出来ないから麻田と名乗つて働いて居つたやうに思はれる。それから京都で石清水の行幸〔4月11日〕や色々なことがあつて、五月の十日が攘夷の期限になつたものだから、攘夷の期限が御発布になると、久坂其他有志の人を先に国へ帰へして攘夷の相談に取り懸つて、自分が京都の後始末をして歸つたものと見へて、五月の八日か九日に山口に着して居る。さうして九日に〔退隱を許可され〕麻田公輔と改名を仰付けられて、其子金槌に周布家の相続をせしめられた。隠居役〔11日隠居届〕と云ふやうなことであらうが、別に一家を設立すると云ふのでもない。禄と云ふものを別に貰はぬ。俸給は貰つても禄は貰はぬ。それから馬関の戦争が始まつて、遂に幕府から八釜しい事を云い出すと云ふやうなことで、〔8月〕七月に京都の変動〔八月十八日の政変〕となつて、遂に七卿〔三条実美、三条西季知、四条隆謨、東久世通禧、壬生基修、錦小路頼徳、澤宣嘉〕の西下と云ふことにより、〔9月2日〕急

だった)を寄せたとしても、おかしくはない」(家近良樹『酔鯨 山内容堂の軌跡—土佐から見た幕末史—』講談社、2021、175頁)。横田・同上318頁は、当事者である諏訪重中の「証言」より、「周布政之助暴言一件の真相」は、容堂からの通報への対応を確認するための「四使が帰路に於て馬上の周布から暴言を浴びせられた」ものであつたと述べる。明治39年に行われた諏訪の講演の速記録(「諏訪重中君品川大森梅屋敷土長両藩土争議実歴談附二三話」史談会速記録(171)、1973復刻、434-435頁)には、暴言は「容堂公へ虚喝を御好みなさるゝと云ふ一言」であつたと記している。

いで大坂に上つて行つたが、其時も死を決して上つて行つた。けれども如何ともすることが出来ないので、〔13日〕忠正公からは是非帰つて来いと云ふ御沙汰があつて〔23日〕御呼戻しになつたから、死を止つて帰つて来た。翌年の九月に出兵した際に上書の中に再生の鴻恩と云ふことがあるが、それは前年の七月に死を決した時の鴻恩を云ふのではないかと思はれる。それで亥年の七月から子年の一年と云ふものは、忠正公の冤罪を雪がなければならぬと云ふことに付て、勿論尽力をした訳であつて、遂に〔元治元年〕甲子の年には京都に大變動〔禁門の変〕が起つた。其大變動の起る少し前に、京都へ兵を出すと云ふことに付ては尚時機早しと云ふ論であつたけれども、遂に其事行はずしてしまつた。五月に山口を立つて萩へ出て、それはどう云ふ意味合いで出たのか能く分らぬが、只使用で賜暇を貰らつて行つたやうであるが、萩では高杉晋作を野山屋敷に訪ねたと云ふことしか何も外に変はつたことはない。〔6月3日〕其野山の獄に訪ねて行つたと云ふことが一の失態になつて、山口に帰へると直ぐに〔14日〕又〔50日間の〕逼塞を仰付けられた。さうして萩で高杉を訪ね、其処から大津郡の三隅の祖先の墓に詣でて深川に出て、其処に渋谷と云ふ処がある。周布の本家に周布治部〔兼政・百濟⁽⁴⁶⁾〕と云ふ人の家に宿泊して居つた。其時に、早く山口へ帰へれと云ふ御沙汰があつたと云ふことを其時の従僕が語つて居つた。其召状を見てもう萩の事が山口に通じたかと云ふて深く驚かれたと云ひて、従僕が話して居つた。それは其事の罪に問はるる呼出状であつたらうと思はれる。そこで山口に帰つて来て、さうして逼塞を命じられた。其頃が続々山口から京都に向つて兵が出発する時であつた。然るに又京都で大敗を来したものだから、逼塞が御免になると間もなく〔7月27日〕三田尻へ出たり長府に行つたり、或は〔8月4日〕岩国に行き、さうして前後策の事を岩国公〔吉川経幹〕に御依頼をして来たりして、自分は自ら長州征伐に付幕軍に弁解に出て、自分は責任を負ふて君公の冤罪を説破すると云ふ考であつたらしい。けれども遂に自分の思ふやうには事が運ばぬので、君公に対して多年自分が責任に対して失敗をしたので実に申訳が

(46) 「〔周布俊夫関係系図〕』『周布公平関係文書』(589)。

ない、それで自分は此処で生命を擲つて仕舞ふから、後は後進の人々が大に恢復を図り、他年忠正公の尊王攘夷の目的を達するやうに努力せんことを希望する、斯う云ふて亡くなつたのである。

先達〔大正8年〕薨去になつた河瀬真^{〔孝〕}さんと松原音三（後に貴速と云つた）、〔文久3年7月〕幕府から軍艦〔朝陽丸〕に乗つて馬関に来て、一体外国を撃つとはどうしたことかと云ふて詰問に来た。それは中根〔市之丞〕と云ふ男であつたが小郡に泊つて居る^{〔8月19日〕}。或る晩にそれを暗殺に行つたことがある^{〔47〕}。夜中に私の山口の宅に松原杯が陣笠やらを持つて二三人大きな聲をして帰つたことがある。さうして大変愉快だと云ふて騒いだことがある。それを子供の時に覚えて居るが、兎に角小郡でやつたが、其時に随行の者は逃げたとか云ふて、後に船で送り届けると云ふやうなことで、〔8月22日〕上^{〔三田尻中関平根沖海上〕}方の海で殺したと云ふやうなことであつたが、それは河瀬松原の兩人が殺したと云ふことであつた^{〔48〕}。其船は馬関で押借りをした。又其頃に外に話があるが、〔元治元年〕伊藤公、井上公の兩人が英吉利から帰つて来られて攘夷を止めなければいかぬ、今英吉利から大変多数の軍艦を向けて来るから迎もいかぬ。軍艦を仕向けて長州を攻めて来るから早く麻田翁の処に行つて説かなければならぬと云ふて、山口の矢原の住居に遣つて来て、攘夷の見込のないことを話をし懸けた。所が麻田翁の言われるのに、それは貴様初めから分つて居ることである。能く考へて見ろ、軒を向ひ合つて始終交際をせずに居られるものではない。それは見易き道理ではないかと云はれた。成程それはさうだと云ひて攘夷の為すべからざることを説かうと思つて麻田翁の処に行つたが、其場で遂に云はなかつたと云ふことを伊藤公が度々我輩に話されたことがある。詰り攘夷の事は分り切つたことであると云はれた。

（一行空け）

〔47〕 このとき中根は助かったが、同行者3名が殺害された（岡崎鎮生編『文久三年八月幕吏中根市之丞暗殺一件—有馬幸次こと大涛涛緩—』、132頁）。

〔48〕 同上164頁。

〔49〕 同上168頁は、石川小五郎、有馬幸次、児玉百助を犯人と確定し、藤村幾之進もそれと推測する。

と云ふことを記してあるが、是れはどうしても日本の人心を鼓舞し各国と共に対立して行くやうにするには先づ攘夷から始めて行かぬと云ふか、直ちに開国しては内地の人心が一変せざるのみならず外国人からは軽侮を受ける。であるから日本男子の気骨を見せて兎に角攘夷を行らなければいかぬと云ふて、深い話は衆人には話されぬが、識者の腹の中には含んで居らなければならぬと云ふやうなことであったらうと思はれる。⁽⁵⁰⁾然るに世人の多くは之を誤まつて、長州人は無略であつて井伊⁽⁵¹⁾は先見があつたと云ふ人があるけれども、井伊杯が外国人に知られたとて如何とも仕様のないことであつて、朝廷を圧迫して幕府を保護しやうと云ふのであつて、長州の眞の攘夷の目的を解する人はないので、現に山口県の人でも後進の人が其処の事を能く了解しない人もあるやうに思はれる。

話が変わるが、大坂で麻田翁と木戸公と二人が何処か遊びに行かうと云ひ出して、大坂から兵庫迄遊びに行つたことがある。其時途中で伊藤公の云はれるのに、木戸さんが、麻田翁の書かれた京畿附近の図面と八稜城の図面を書いて何やら頗る計画を書いて麻田翁が居られた。それを途中木戸公が落して失なつて仕舞つた。それを大変に木戸公が残念に思ふて、兵庫に遊びに行つて彼の図面を失なつて、誠に相済みぬと云はれたことがある。それは京畿附近の防禦の図面であつたらうと思ふが、さう云ふことがあつたと伊藤さんが一二回兵庫大坂間の汽車の中で話されたことがある。丁度其話に符号することがあると云ふのは、山田顕義さんが京都で麻田翁に会ふた時に、京都を中心として摂河泉の防禦策を頻りに書いて私に見せられたことがある。それを山田さんが大に敬服

-
- (50) 政之助は単純な攘夷論者であつたとは考えられていない。彼の考え（攘夷後開国説）を示すといわれるのが、「攘排也、排開也、攘夷而後国可開」という言葉である。
- (51) 公平が神奈川県知事だった1909年7月に掃部山に井伊直弼の銅像が建設され除幕式が行われたが、公平はこれを欠席するなど、「旧彦根藩士らが進めた直弼の建碑事業から距離を置いていたことが知られている」（神奈川県立歴史博物館編『掃部山銅像建立110年 井伊直弼と横浜』、2020、117頁「26 井伊直弼銅像関係スクラップブック 一冊」（武田周一郎執筆部分））。

して見たと云ふことを山田顕義さんが維新後に話されたことがある。

八稜城と云ふ詩があるが、丁度それが当つて居るやうに思ふ。それは苦心の一端を見るわけであつて、今更証拠たるべき物はなし。又果して行はれた事実もないから仕方がないが、さう云ふ話があつた。

木戸公と麻田との関係は、初めは木戸公を自分の弟位に扱つて居つたことであつたらうと思ふ。後には木戸公に依頼されて居つたやうに思ふが、久坂、高杉は一寸子分位に当つて居つた。慥か木戸公よりは十歳違いの年上であつたらうと思ふ。或は十二年位違ふかも知れぬ。久坂、高杉とは殆ど十五六歳位も違つて居つたらうと思ふ。私の十二三の時に、酒の出で居る席で斯う云ふことを云はれたことがある。どうも同じ書物を読んでも、久坂、高杉と云ふ男が居るが、ああ云ふ男の書物の読方でなくては読んでも訳に立たぬ。詩を作れば大楽源^{〔太郎〕}太、それから文書を作れば土屋^{〔蕭〕}肅海と云ふ男が居る。是等が読書家、詩作家の最も勝れた者であると云ふことを私の子供の時に云ふて聞かされたことがある。成程後に段々様子が変わつて来て道に豪傑だと思ふたことがある。〔文久元年〕辛酉の年の九月に江戸を発して、忠正公の上京の御道筋に帰つて来た時に、江戸から伏見迄久坂を同行して帰つた。高杉にも余程子供の時から望を属して居つたものと見へる。〔安政6年〕吉田松陰先生の亡くなれた年に高杉から麻田に宛てた萩からの手紙⁽⁵²⁾があるが、松陰先生死して今日は三十日になる。玄瑞及び口羽と共に会して先生の遺墨を拝して互に昔を語つて居ると云ふ手紙に書き加へて、今後先生の教を受けることは出来ないから是から先はどうか自分等を教導して貰いたいと云ふ手紙を江戸の麻田に遣つたのがある。それは高杉が二十歳の時らしく見へる。それから後に野山の獄に行つた時の事を考へて見ると、互の間に意思が疎通して親密になつたやうに思はれる。久坂、高杉と云ふ名は吉田松陰先生の門人中での勝れた人であつて、政府に居つた麻田杯迄が余程望を属して居つた者と思はれる。

(52) 「周布政之助あて 安政六年十一月二十六日」一坂太郎編（田村哲夫校訂）『高杉晋作史料 第1巻』マツノ書店（2002）84-85頁。

麻田は晩年になつて極く酒を飲み居つた。幼年の時は勿論のこと、青年の時でも誠に酒は嫌ひであつたさうだが、唯国事多端になつてから段々に酒を飲むことが實際上からも多くなり、苦心を慰める為めに飲み始めて、遂に仕舞には人からもああ云ふやうに酒を飲んではいかぬと云ふやうに、大酒と云ふよりは寧ろ暴酒と云ふやうになつた。それで母親は少しも酒を飲まぬ人であつた。政之助は幼年時代から親に孝行であつた為に二回御賞美を貰つたと云ふことであるが、一回分のは家に其辞令書が残つて居るが、後の一回分のはどうも見当らない。生れて直ぐに父親は亡くなつて、母親の一手で育てられたものであるから、母の事は自分も大切に思ふて居つて、極く晩年に至つても母親の云ふ事は誠に母親の気の安まるやうに受答をして居るのを子供の時に見聞して居つたが、不幸にして遂に母を見送らずして自分が先に死し、私が幼少の時に身を立てることが出来ぬ時に祖母が亡くなつて誠に気の毒なことであつたと思ふて居るが、併し老祖母は、誠に気骨の強固な人であつたから、少しも愚痴も云はず晩年九十二歳迄大病もなく自然に枯れたやうなことであつた。此祖母は「タケ」^{〔竹〕}と云ふ名前で、村田清風翁と親戚の間柄であつて、村田の本家に生れた人である。幼少の頃は清風翁の家に養育されて居つたやうに見へる。清風翁の子供の時に手を執つて手習を教へたと云ふことを後に能く私に話をし居つた。年が清風翁よりは五ツ六ツ位上であつたと思ふ。書物の選び方と云ふものが余程人物を出す為に必要なことであつて、村田翁から斯う云ふ本を読めと云ふて麻田に勧められた中に、海外の事に関係したことが沢山あるが、余程海外の事情に精通せねばいかぬと云ふことであつたと見へる。江戸から私に宛てて手紙を寄越した中に、神皇正統〔建〕記、保間大記と云ふ本を読めと云ふことを云ふて来た。語りそれは要するに勤王の志を得せしめん為めであつたらうと思ふ。

是れも話は外に転ずるが、政之助の墓地は山口大歳村字矢原の畑中の共葬地にあります。瘦梅軒麻田居士で、元治元年甲子九月二十六日歿す麻田公輔としてあります。其石は鯖山の禅昌寺の後ろの谷より選んで持運んだのである。で生前の座談に、自分が死んだなら此向ふの小郡口に面して埋葬を致して呉れ、さうすれば幕兵山口に向つて襲来する時之を睨み殺して遣ると云はれたのであ

ります。それで此言葉のあつた為に墓地を小郡の方に向けて埋葬したのである。然るに祖先の墓地が天津郡三隅村字麻田^{〔浅〕}の観音山の上にある故に、鬢髪を祖先の墓の傍に埋葬を致したである。此時最後に短劔を埋めやうと云ふ議もあつたけれども、姉婿の植木五郎^{〔左〕}右衛門氏の発議で、短劔を埋めると云ふのは全く無益のことであるからそれ土中に埋めるよりは寧ろ家宝として保存したら宜からうと云ふので、遂に埋めることは止めになりました。明治二十五六年の頃に、萩の東光寺の毛利家の菩提所の傍に甲子殉難十一士四大夫の墓がある故に、其中に周布政之助の墓がなくてはならないと云ふことで萩に生存して居られた古老の人々が、其人は小幡図書^{〔境〕}^{〔二〕}〔高政〕、坂井次郎、中村文右衛門^{〔祇歎〕}、糸賀^{〔外衛?〕}、杉民治杯より毛利家に申立てて周布政之助の墓を築くことになりまして、其時は生存中の愛硯を埋めたのであります。又二十九年に三十二年の回忌を期として、山口亀山の忠正公の御銅像の側に政之助の石碑を建立致したのである。其石碑の文章は文学博士川田剛氏の立案で、川田氏死去後、三島毅先生が継続せられて尽力された。其選文者の名義は井上馨侯等で、筆者は野村素介、篆額は毛利元徳公であります。井上氏は幼年時代より青年時代に於て大に周布翁の世話になつたものであつて、縁故も深い故に、井上侯に選文者の名義人となつて貰つたのである。右の次第で墓地が三ヶ所にある。さうして石碑が一ヶ所ある。〔明治21年〕朝廷よりは靖国神社に合葬致されて居る。

政之助は元治元年甲子の五月に賜暇を請ふて山口から八丁越を越へて萩に行かれた。其八丁越は其頃漸く出来上つた計りの新道である。其時の歌に「独り来て独り行くべき道ならば我心をば斯くは痛まじ」と云ふ歌を詠まれた。時勢に付て大に心を痛めて居ることを此山道に托して読んだものと思へる。

それから萩地に於て旧友の土屋^{〔蕭〕}肅海を訪ねて一酌を催し、微酔を帯びて馬に跨り、野山の獄に高杉晋作の入獄して居るのを訪ねた。其時伴に付て居つた寅藏と云ふ者の話に、野山獄の門に行つて俺は麻田公輔だ、門を明けると云ふて大声で呼ばれた。門番拒むことを得ずして門を明けると直ぐに獄舎に行かれて、馬より飛降り高杉晋作は何処に居るかと云ふて声を掛けたら、高杉さんは其声を聞いて檻の中より格子に首を出して此処に居ると答へられたので、それ

に付寄つて抜刀をして、晋作首を出せと云ふて申されるには、貴様は年が若いから活気に走つて失策をするからいかぬ。それで以後慎めと云はれたさうである。高杉さんの詩に獄中敵が訪ねて来たと云ふことがあるが、それは此時の事を云はれたものであらうと思ふ。後に此詩は後に調べて茲に挿入することにしませう。此時虐を病れた為に数日間予定外に萩で逗留をされた。夫より大津郡三隅村の祖先の墓地に参詣を致して、渋谷村の周布の自家周布治部方に一泊をされた。此渋谷村には周布家菩提所の^{？(詩)}貞心寺と云ふ寺があります。所が自家の周布に泊られた晩に山口より飛脚が参つて、頻りに山口に御用があるから帰られるやうにと云ふ通達があつた。僕寅蔵の話に、其書面を政之助が見られて萩に高杉を訪問したことが最早山口の政府に知られたものと見へると云ふことを云はれたさうである。それで此通知書は其罪を質さるる所の通知書であつた。それで山口に帰り間もなく逼塞を命じられて、元治元年甲子京都の変動少し前に逼塞を免じられたのである。

何時の頃よりか痔瘡を病んで酷く難儀をした。それで安政二年〔10月〕に治療の為に深川に湯治に出懸けた。さうすると其二日目かに馬関辺から来た人の深川での話に、江戸に大地震〔安政の大地震〕があつたと云ふことを話した。当時忠正公は江戸御在勤中であつたからして、誠に心配をされて、湯治を止めて萩に帰へられた。折柄兄玉少介が深川に参つて居つて、彼が名乗りと字を付けて貰つた。其字と名乗りを付けた書付が後年〔明治38年〕兄玉少介死後に売物の中から私を買ふて今有つて居る。

〔嘉永6年〕癸丑〔同7年〕甲寅にペルリ〔Matthew Calbraith Perry〕の来朝の節江戸在勤中であつたが、出兵其他で非常に多忙であつた。其頃此痔瘡の痛みを我慢して眠らずに働かれたと云ふことが口碑に伝はつて居ります。此病の為に晩年迄苦まれたが、外に病氣と云ふことはなかつたのである。

周防国遠崎村に月性と云ふ勤王の僧があつて、此僧が政之助の親友であつた。或日、政之助の宅に月性が訪ねて来た時に槍が二本ありましたが、其一本を月性が所望して政之助から貰つて大に喜んで之を携へて村田清風翁の処に持つて行つて之を吹聴した。所が清風翁が叱責して云はれるに、貴様は坊主の

癖に槍を持つて何にするかと云はれたので、月性大に赤面して再び之を政之助の処に返しに来たことがある。其時月性の詩に

甲兵十万腹中蔵何用一条長鉄槍廟堂勿愁坊禦策海南孤嶋有請狂
鉄造長槍重百斤一揮何日得酬君国家若有邊坊警衝突洋夷百万軍

右のやうな詩を作つたのである。吉田松陰が或人への書簡中に、周布が自分を誤解して居ることがあり又自分が周布を誤解して居ることもある。それで此際月性が生きて居つたならば調和を計つて呉れたであらう云ふ話を聞いたことがある⁽⁵³⁾。是は周布と月性ととの交りの一端と月性の気骨とを示す為に一寸話して置くのであります。

政之助一歳にして戸主となられた為に、早く相続人を定むる必要を感じられて、(弘化3年4月)未だ妻を娶らざる内に兄の兄玉伝兵衛の二男〔常之允/兼徳)を貰ひ⁽⁵⁴⁾受けて相続人としられた。此人は友^(留)槌と云ふたが、其後男子が二人あつて、一は昌三郎、二男が金槌、〔安政2年8月)正^(昌)三郎は繁沢右衛門(明則)の養子(明克)となつた。然るに友^(留)槌の家元の兄玉の相続人(亀之助)が不時の病気に罹かつて家を相続することが出来なかつた為に、兄玉の兄より友^(留)槌を帰へして呉れると云ふ請求があつた。けれども義理堅き政之助は一旦貰ひ受けたる者を仮令自分の家に実子が生じたからと云ふても之を帰へさぬと云ふた。けれども遂に兄の懇請拒み難くして之を離縁を致したのである。然るに長男昌三郎は繁沢家に遣はした故に之を取り返すことは出来ずして、二男の金槌が家を相続することに定めたのである。政之助の妻は世木某より娶り、間もなく是れは離縁となつて、第二に小泉^(敏馬利貞)の養女(小梅)を貰ひ受けて此腹に正^(昌)三郎が生れたのである。それから間もなく〔嘉永元年12月)母が歿して、其後〔嘉永2年6月)妻に栗屋半右衛門(重雄)の女を娶つた。〔嘉永3年12月6日)此人に生れたのが金槌である。

-
- (53) 安政5年2月、月性は、松陰の求めに応じて政之助ら嚶鳴社の人びとと松下村塾生との対立を調停したことがあった(「戊午幽室文稿」山口県教育会編『吉田松陰全集 第4巻』岩波書店、1934、25頁(「與清狂 二月廿六日」))。
- (54) 「山口県土族兄玉家継嗣ノ儀伺」国立公文書館所蔵『公文録・明治8年・第128巻・明治8年6月・内務省伺4』(公01510100)。

周布家の墓地は三隅村観音山の山上と山腹にあります。山上には先祖杉岡権之丞〔助〕并に妻〔岡部繁之允宗隆の娘〕の墓がある。権之丞と云ふ人が観音山の山上に存生中高さ三尺計りの名の観音像を安置して、其傍に自分を埋葬しると云ふ遺言を話したのである。之が此墓地の最初である。今では政之助の鬢髪も其傍に埋葬し、後年の〔中小野〕中尾の明峯寺村にあつた墓と萩の享徳寺にあつた墓と〔周布村〕澤江の正徳寺にあつた墓とを明治前に悉く公平が改葬を致して此祖先の墓地の傍へ墓を築いた。此観音山の半腹には三代目の墓と其外二三の墓があります。此頃〔浅〕麻田村の有志者から周布家の承諾を求めに来たのは山上の政之助の墓の周囲に玉垣を結ふこと。それから山上に登る道路を北方より新に開作すること。それから〔浅〕麻田村周布家の家屋敷内に石碑を建てること。此事を承諾をして呉れと云ふことを云つて来たのである。然るに政之助は麻田に隠遁すると云ふことの志があつて、土地を求め家を建てたけれども、遂に其志を達せずして国事の為に歿〔浅〕されたのであるが故に麻田に住居したことはない。それで若し石碑を建てるならば後世其辺の誤解のないやうに記して建てる必要があると答へて遣つた。で道路の事や玉垣の事は後來所有者を能く定めて置く必要がある。其外に勿論異議はないと答へた。

政之助は貴賤貧富に関せず人材を其筋に登用をすると云ふことを感じられた。夫故に陪臣でも足軽でも組の者でも、人材と見れば交際を結んで可愛がつたものである。陪臣では益田の家来の萩野要蔵〔時行〕に、口羽徳祐の家来坂上忠助〔介〕、清水の家来の難波伝兵衛、浦の家来の秋良敦之助等の三人を〔戊〕亥年に江戸に上る時に連れて参つた。さうして自分の手先に使はれた。それから山口に移られた時に、矢原村の長松文輔〔幹〕と云ふ右田の毛利家の家来がある。之を又見出して其筋に推挙し、鰐石の益田の家来の岡守節、其弟杉山孝敏〔大賀〕？〔幾助〕杯も可愛がつたものである。萩に於ては大岡伊之助と云ふ酒屋、是も勤王の志の篤い者で、殊に和歌を嗜む面白い男であつた。

政之助は幼年時代より孝行の聞へがあつて、君公より賞美を頂いたことが二回あつた。萩の江向の徳隣寺と云ふ寺で或る名僧が授戒を渡されたことがあつて、其処へ祖母が参詣をしたけれども何分身体が悪くて参詣することが出来

ない。それで政之助は毎夜学校から帰つて、祖母を背中に負ふて授戒中徳隣寺に通ふたと云ふことである。如何なる事でも始終母親の言葉に背かれたことなく誠に優しく仕はれたものである。さう云ふ工合であつたから妻子へ宛てた手紙の中にも遺書の中にも母親を大切にしていられと云ふことが見へて居ります。

元治〔元年〕甲子の年に山口の矢原の宅で一夕話の中に、若しも幕府より長州征伐に来て兵を出すると云ふことに及んだ時には幕兵を斬つて斬つて斬り捲つて遣れと云ふことを云ふて、大に憤慨して訓戒をされたことがある。此時杉山孝敏氏が居つて、後年能く其時の形容を話された。⁽⁵⁵⁾

政之助の生れた場所がどうも判然致しませぬ。多分萩の米屋町下りに養学^{〔院〕}坊と云ふ寺がある。⁽⁵⁶⁾其寺の隣りであるかと思はれる。其向ふに中村文右衛門が居られて此人と竹馬の友達であつた。それは十歳前後位の時であらう。中村文右衛門翁が話をされた。養学坊より江向の川筋の方へ三丁計行つて角に維新前後に赤川玄悦と云ふ人が住まつた家があつた。其家にも子供の時に居つたと云ふことで、杉孫七郎氏の子供の時は其処に遊びに行き居つたと云ふことである。或は其処で生れたかも知らぬ。兎に角江向で生れたことは間違いなからう。

周布家と云ふものは大詔院^{〔照〕}様の時代に始めて実地御取立になつて、三隅村^{〔浅〕}の麻田村^{〔浅〕}に居を構へた。それから麻田村^{〔浅〕}から中尾^{〔中小野〕}の明峯寺村に引移つた。長兄の五郎右衛門^{〔左〕}と云ふ人が御祐^{〔右〕}筆^{〔地方右筆役〕}に召出されて、初めて萩に引移つたものと見へる。文久壬戌の暮に江戸より麻田村^{〔浅〕}へ移れと云ふことを申越したに依つて留守中に麻田村^{〔浅〕}に引越した。翌年文久三年癸亥の年に麻田^{〔浅〕}から山口^{〔富〕}に引越した。元治元年甲子の九月二十六日に亡くなられたのは、矢原村の吉富^{〔富〕}簡一宅の離れ家である。其歿しられた後に金槌は又麻田村^{〔浅〕}に帰つて来た。明治元年九月に金槌は麻田村^{〔浅〕}を発して遊学の為に大坂に上つたのである。其留学

(55) 杉山孝敏「鴻城隊の創立」防長史談会雑誌（31）（1912）48頁。

(56) 萩市仏教会＝萩市仏教文化研究会編『城下町萩の寺と人物—萩市寺院名鑑・新版—』（1999）170-171頁。

〔浅〕中麻田村より萩に引越して金槌は母の家元の〔伯（叔）父〕粟屋翁助⁽⁵⁷⁾の屋敷の内に住居して居つた。明治九年に金槌、即ち今の公平が東京で仕官をした時に、〔8月〕萩より東京に引越して参つたのである。

政之助の号は看山^{〔観〕}、瘦梅、麻田、実名は兼房、字は直祐、後に兼輔^{〔翼〕}、字は公輔となりました。晩年に山内容堂公に対して失言をした罪に依つて、家を其子金槌に譲つて麻田公輔と称した。麻田は号である。公輔は字で、当時の人で姓名を変じたのは之が嚆矢であつて、それから長州の重要な政治家が段々姓名を変へて、桂〔小五郎〕が木戸〔孝允〕となり、波多野〔金吾〕が廣沢〔真臣〕となり、村田〔次郎三郎〕が大津〔唯雪〕となり、小田村〔伊之助（松下剛藏の弟で、吉田松陰の義弟）〕が楫取〔素彦〕となると云ふ風に段々変へられたのであります。此人等は幕府に対しての関係上変へられたのである。一番初めは麻田が変へたので、馬関攘夷の頃には山口で堅小路の万代利助^{〔利兵衛〕}〔徳輔〕と云ふ醤油屋に起居して居つた。其頃高杉、久坂杯の有志者は屢々其万代に会合して時勢を論じたものである。高杉と久坂と大に議論をしられて腕力に訴へたことも屢々あつたが、何時も其結末は政之助に叱られて喧嘩を止めたと云ふことを万代利助^{〔利兵衛〕}が後に度々話を致し居つた。久坂、高杉を極く愛したものと見へて、文久〔3年〕癸亥の年に京都に於て、自分の新調したる鎖帷子を高杉に与へられたことがある。其帷子を馬関攘夷の時に高杉がそれを着て戦争をしられて、後に山口に於て其鎖帷子を政之助に返却せられて、其代りに和蘭から渡つて来た其頃珍らしき西洋馬具を貰はれたことがある。其鎖帷子には政之助自筆の由来書⁽⁵⁹⁾が書いてある。惜しいことにはそれが段々朽ちて保存が六ヶ敷くなつて心配を致して居る。文久元年〔西〕申の年には久坂を連れて江戸から伏見迄帰り、久坂の過激なる挙動を押へて、又高杉を萩の野山の獄中に居る苦みを慰めたと云ふこは、後輩の者を如何に愛

(57) 前掲注 (38)「粟屋家系」。

(58) 「明治 (9) 年 9 月 1 日木戸孝允宛 周布公平書翰」木戸孝允関係文書研究会編『木戸孝允関係文書 第4巻』東京大学出版会 (2009) 373頁。

(59) 「甲冑裏布書」一坂太郎編 (田村哲夫校訂)『高杉晋作史料 第2巻』マツノ書店 (2002) 456頁。

重せられたかと云ふことが分るのである。

面白い話があるが、明治二年に私が東京に上つた時に、或日木戸公の話に此頃容堂公に会ふたら容堂公が異な事を云はれる。長州から周布政之助の子息が予を暗殺する為に江戸に上つたと云ふことであるが事実か知らぬと云ふことを云はれた。そこでそれはどう云ふ訳でさう云ふことを聞かれるのかと御尋したら、近侍の者が予に向つて夜御歩きになると甚だ危険であります。周布政之助があなたの為に切腹を致しましたから、其子があなたを狙つて居ると云ふことを陳言したと云はれた。そこで自分はイヤそれは飛んだ間違いであります。政之助が死んだのは斯く斯くの次第であつて、其子の江戸に來たのは遊学の為に來たので、御心配為さることはない⁽⁶⁰⁾と云ふたと木戸公が話された。さうしたら其時容堂が予もさうは思ふて居つた。兎に角其子に面会をしたいと云はれたから、それでは私が連れて参つて紹介をしよう^(輔)と云はれたが、間もなく木戸公は国に帰られぬければならぬ用事が出来て來たから、容堂公に対して約を果すことが出来ぬから、伊藤俊介に金槌を連れて行つて貰へと云つて東京を立たれた。然るに伊藤公が神戸から來られるのが段々遅れた為に、自分一人で箱崎の容堂公の屋敷〔旧田安邸〕に推参して名刺を通じた⁽⁶¹⁾。直ちに奥に通されて快く面会をしられて、十五畳敷位な大きな屋敷に差向になつて、サア此方に這入れと云ふやうな訳であつた。中々其当時は今とは違つて門閥の盛んな時であるに拘らず一間に通されて、木戸公に話をされたことから話されて、今後も度々訪ねて来いと云はれて、愛妾に酌をさせて酒肴を饗せられて一日大に愉快に遊ん

(60) 「明治期に入って、容堂と木戸の関係は親密なものとなった。(中略) 彼が木戸に好意を抱くようになったそもその前提には、木戸が明治元年三月時点で徳川家の生命を救ったことがあるように思われる」(家近・前掲注(45) 483頁)。

(61) 伊藤は、木戸の長州藩出張中(明治2年12月17日-明治3年6月2日)は東京にいた(「木戸孝允公年譜(第三)自明治二年正月至六年七月」木戸公伝記編纂所『松菊木戸公伝 下巻』明治書院、1927、7頁、11頁、春畝公追頌会編『伊藤博文公年譜』開明堂、1942、55-56頁)。明治2年中に両名が東京にいなかったのは、8月22日から9月26日の間である(同「木戸孝允公年譜(第三)自明治二年正月至六年七月」4-5頁、6頁、同『伊藤博文公年譜』53頁)。

だことがあるが、其時容堂公が絹を取寄せて瓢箪を横に画いて、「瓢箪はぶらぶらすると何となく首のあたりに締めくくりあり」我も首あり汝もぶらぶらと云ふ風に書いて呉れられたことがある。又三尺四方位な絹に維新当時の有名な人が悉く書なり画なり書いたのを出して、之に何か書けと云ふて注文せられたから、中央の少し空いた処があつたから、何か書かうと思つたけれども書くことが浮かぬから久坂さんの詩を二句書いたことがある。「半夜醒眠 月在 鼾睡中」と云ふ詩で爽快の詩である。それを二句書いたことがある。それから後も数回御訪ねをして居る中に私の洋行することを御話した。所が統(四)に詩を書いて、軸に仕立て送別に贈られたことがある。それが明治五年である。政之助が容堂公を罵言した続きの結末である。

3. 「周布公平ノ記」

周布公平君ノ履歴

(1) 出生、6歳、11・2歳

私ハ嘉永三年戌ノ十二月六日〔1851年1月7日〕、長門ノ国阿武郡萩町川添中ノ町ニ生レ、父ハ毛利大膳大夫〔慶親〕ノ藩士政之助、母ハ粟屋半右衛門ノ長女幸子デアリマス。

六歳ノ時、宅ニ於イテ父ヨリ孝経一卷ヲ教ヘラレ数ヶ月ニシテ之ヲ修了シタル時ノ喜ハ、今猶ホ記憶ニ存在シテ居リマス。尋イデ岡本権九郎〔成章〕ト云ヘル漢学ノ先生ニ就キ習字及ヒ漢学ヲ修業シ、十一二歳マテ通学シマシタ。此先生ハ棲雲(栖)ト号シ父政之助ノ親友デアリマシタガ、先生ハ少壮ニシテ事故ノ為メニ隠居ヲ申附ケラレ専ラ少年子弟ノ教〔破損〕セラレシガ、晩年ニ隠居御免ノ御沙汰ヲ蒙リ、予〔破損〕教場ヲ閉チテ静ニ其生涯ヲ送ラレマシタ。棲(栖)〔破損〕教授ヲ止メマシタニ付イテ羽仁五郎吉〔稼亭〕先生〔横村正直の兄〕ニ転〔破損〕専ラ漢学詩文章等ヲ修業シマシタ。羽仁先生ハ萩ノ中央江向ニ敬神堂ト云ヘル塾ヲ開ヒテ生徒数百名ヲ有シテ居ツタガ、此敬神堂ハ御一新ノ初年マテ続イタ

モノト考ヘル。⁽⁶²⁾

(2) 13歳（浅田土着の件）

十三歳ノ時ニ父ハ江戸在勤中ナリシガ、江戸ヨリ書面ヲ寄セテ大津郡三隅村字浅田ニ土着スヘキコトヲ申越サレタ。其時従兄杉徳之助氏（今日ノ子爵孫七郎）江戸ヨリ帰来リ家財諸道具ノ始末ヲ為シ、就中書籍骨董類ノ善悪ヲ選分ケ成ルヘク家具ヲ減少シテ急ニ三隅^{〔下村〕}村ニ移転ヲ致シマシタ。

当時藩主毛利候ハ、専ラ天朝幕府ノ間ニ周旋シ其和協ヲ努メ殊ニ幕府ヲシテ朝旨ヲ遵奉セシムルコトニ尽力ヲセラレ、天下ノ形勢開国攘夷ノ二説ニ分カレ甚タ不穩ナリシヲ以テ、父政之助ハ士ノ土着ヲ主張シ、〔文久3年5月〕藩主ヨリ藩士一般ニ土着ノ旨ヲ達セシメラレタルコトデアリマス。其故土分デアリナカラ、卒先シテ家族ヲ大津郡土着セシメタノテアル。此三隅村字浅田ト云ヘルハ、周布家元祖杉岡権之^{〔助〕}亟就房ガ毛利大照公ヨリ初二禄ヲ賜ハリシ時ニ一家ヲ起シテ住居シタ土地デアツテ、就房以来周布家代々此土地ニ居住セシガ、政之助ノ祖父軍平〔国包〕ノ時代ニ如何ナル訳カ三隅村字中小野ニ移住シタモノト見ヘル。

政之助ノ総領ノ兄五郎^{〔左〕}右衛門ト云ヘル人ハ文学ニ長シ人材デアリシガ為メニ、三十歳位ノ時ニ藩主ヨリ召サレテ御手許〔破損〕^{〔地方右筆役〕}右筆トナラレタ。依ツテ中小野村ヨリ城下ナル萩町〔破損〕ノテアル。

(3) 山口移転

〔破損〕前ニ申ス通り、萩ヨリ浅田村ニ引越シテ間モナク父カラ手紙カ来マシテ山口町ニ引越スコトニナリマシテ、^{〔文久3年〕}万延二年癸亥ノ年三四月頃テアツタカ、家族一同、山口町ニ引越シマシタ。引越ヲシテカラ間モナカツタガ、^{〔5月9日〕}四五月頃政之助ハ京都ヨリ山口ニ帰ツテ来マシタ。

此山口ニ引越シタ理由ハ、癸亥五月十日ヲ以テ外国人ヲ打払フヘキ期限トシ

(62) 羽仁五郎吉は、慶應元年正月に没した。

テ朝廷ヨリ勅諭ヲ發セラレタニ付イテ、長州候ハ、萩ノ城ハ海岸ニ在ツテ要害モ宜シカラズ、其上僻陬ノ地デアルカラシテ、外政ニ対スル所置ノ敏活ヲ欠クヲ以テ山口ニ移住セラレタノテアル。⁽⁶³⁾ 随ツテ政府ヲ山口ニ移シタ為メニ、
〔5月政務座筆頭、6月蔵元役政務役、表番頭格〕
 当時ノ要路ニアリタル政之助モ京都ヨリ帰りテ直クニ山口ニ居住スルコトニナツタノデアリマス。

(4) 山口講習堂入校

十三歳ノ時修学ヲ止メテ、更ニ山口ノ講習堂⁽⁶⁴⁾ニ入校ヲ致シタ。〔山口〕講習堂ハ政府ノ官立ノ学校デアツテ其頃設立セラレタモノテアルガ、
〔万延元年〕〔萩明倫館の直轄となった〕
〔文久3年11月25日〕 〔山口明倫館〕
 後ニ明倫館ト改称ヲシマシタ。明倫館ト云フハ萩ニ官立ノ明倫館ト云フ大学校カアリマシタカラ、〔山口〕講習堂ヲ拡張シテ山口ノ明倫館ニ致シタノデアリマス。

私ノ入校シタ時ノ校長ハ赤川政太郎^{〔又〕}〔晩翠〕デアリマシテ、其次ニ中村百合蔵ト云フ人ガアリマシタ。舎監ハ横山幾太〔重五郎〕、齋藤弥次郎、三戸専蔵^{〔詮〕}、其カラ磯村卯之助〔定之〕、佐久間勝太郎杯デアツタ。

斯ク文学ヲ修業スルト同時ニ二十歳ニシテ弓馬劍槍ノ先生ニ入門ヲ致シタ。弓ノ先生ハ粟谷弾蔵、馬ノ先生ハ内藤〔破損〕、劍ハ内藤作兵衛、鎗ハ岡部半蔵デ、是等ハ〔破損〕師匠ノ家柄デアリマシタ。

(5) 馬関攘夷の事

〔文久3年5月〕〔破損〕関ノ攘夷カ始マリ、第一番ニ和蘭^{〔アメリカ〕}ノ商売船〔ベンブローク号〕カ〔破損〕通航スルノヲ打払ヒ、続イテ外国船ノ通航ヲ拒絶セシヲ以テ、馬関ヨリ山口ノ政府ヘ注進カ頻繁デアツタ。其頃山口ノ矢原村、吉富^{〔富〕}藤兵衛

-
- (63) 4月16日慶親が山口に移り、6月11日山口政事堂を開設、7月20日山口移鎮の親諭を發した。
- (64) 山口講習堂は文化12年に上田茂右衛門(鳳陽)が創設した山口講堂を前身とし、弘化2年に改称された(小川・前掲注(5)115頁、117-118頁)。
- (65) 同上120頁。

〔簡一〕ノ離家ニ居住シ、自分ハ〔山口〕講習堂ニ入込ンテアツタケレトモ、矢原村ノ宅ニ販リタルトキハ宅ノ前面ノ街道ヲ注進ノ人ガ帰ルノヲ屢見マシタ。其扮装ハ〔一字空き〕ノ筒袖ニ小袴ヲ穿キ大小ヲ 挟 ミ俵駕籠トテ米俵ニ繩ヲ附ケテ之ニ乗り、四人乃至六人位ノ人足カ其レヲ擔ヒテよいさよいさと宙ヲ飛ンテ往来スルノテアリマス。其注進者ノ内ニ三戸源四郎ト云ヘル人ガ注進ノ為メニ政事堂ノ君候ノ前ニ出テテ、

「蒸汽二本橋三本満 珠干珠ノ間ニ見ヘル前田ハ是ヂヤイヂヤイ」トテ 恰モ狂氣ノ如ク躍上ツテ注進ヲシタト云フ面白キ話カアリマス。

馬関ノ攘夷ハ幕府ノ詰問スル所トナリタレトモ、勅命ノ故ヲ以テ之ヲ却ケ着々攘夷ノ効ヲ奏シテ、翌年甲子ノ歳ノ八月〔5日〕ニ至リ、英、仏、米、蘭四国ノ軍艦十七艘ノ艦隊ガ馬関ヲ襲撃シ、劇戦ノ後、遂ニ〔14日〕和ヲ講スルコトニナリマシタ。

此戦ノ為メニ長州ノ世子公ハ山口ヨリ馬関ニ御出馬ニ相成ツタ。時ニ御前警衛トシテ藩士ヨリ三十五人ノ警衛隊ヲ組織セラレ、私モ其隊中ニ組入レニナリマシタ。三十五人ヲ七人ツツノ五組ト為シテ、各組ニ伍長、伍尾ガ出来マシテ私ノ組ノ伍長ハ兼重淳蔵、伍尾ハ武藤富次郎、伍中ハ自分ト外二名テアリマシタ。

〔6日〕或日山口ノ城ヲ発足サレマシテ、小郡駅ノ林有造方ニ宿営サレマシテ、其翌日馬関ヨリ三里手前ナル舟木駅ニ陣ヲ取ラレマシタガ、其時ハ馬関ノ砲声ガ耳ヲ貫ク如ク聞テツツアリマシタ。

是ヨリ間モナク馬関ニ到着シテ外国兵ニ対シ大ニ劇戦ヲスル積リテ悦ンテ居ツタケレドモ、舟木駅御滞在中ニ遂ニ和ヲ講スルコトニナツタ為メニ馬関ノ戦争ニ加ハルコトカ出来ナカツタノハ誠ニ遺憾デアツタ。之カ私ノ十五歳ノ時デアリマス。

舟木駅ニハ馬関ヨリ引揚ケテ来タ所ノ兵隊カ続々入込ミ或ハ後鉢巻、鎖帷子ヲ着タモノモアリ或ハ鎗ヲ 挟 ミ鉄砲ヲ擔イテ居ルモノモアツタ。まだ此時ノ軍隊ハ全ク封建時代ノ兵隊ノ組織デアツタ為メニ今日ヨリ之ヲ考フレハ実際見タモノデナクテハ想像モ出来ヌ様ナコトテアル。

(6) 政之助翁、山内容堂公罵言の事（大森事件）

和議カ調フテカラ君公ノ御供ヲシテ山口ニ帰ツテ御警衛ヲ解カレタノテアルガ、此時ハ軍国ノ場合テアルカラシテ学校デア閑ト修業スルコトモ出来ズ忽々ノ間ニ暮シ居ツタ所ガ、馬関ハ此ノ如キ次第テアリ、〔元治元年7月〕京都ニモ騒乱〔禁門の変〕カ起ツテ我長州ノ不利益トナツタ為メニ、国内ニ於イテモ俗論党カ蜂起シテ政府ノ要路ニアル人ハ追々ニ却ケラレル様ニナリ、私ノ父モ遂ニ〔元治元年〕甲子九月二十六日ノ明ケ方ニ遺書ヲ残シテ潔ク自刃ヲ致サレマシタ〕。

是ヨリ前〔文久2年〕戊ノ歳十一月〔13日〕ニ江戸ノ大森ノ梅屋敷ニ於イテ土州ノ藩士^{〔4〕}数人居ル所テ、父ハ容堂公ニ対シテ容堂公ヲ罵詈シタコトガアル。なぜ容堂公ヲ罵詈シタカト云フニ、当時天朝幕府ノ間ニ立ツテ最モ周斡旋尽力ヲセラレタ所ノ諸侯ハ土州ノ容堂公、越前ノ春嶽公デアツタ。然ルニ容堂公ノ言語動作兎角不確實ニシテ曖昧ナル所カラ——且ツ容堂公カ年長ニシテ且ツ剛慢ノ態度ヲ以テ我世子公ニ対シ兎角輕侮セラレル気味カアツタ為メニ、常ニ父ハ容堂公ニ不満ヲ抱イテ居ツタモノト見ヘル。此不満カ大森ノ梅屋敷ニ激発シ一今度ノ事件モ容堂公ノ如キ当路ノ方ガちゃらちゃらデアアルカラ起ツタノテアルト云フコトヲ云フタ。此事カ容堂公ノ耳ニ入りテ大ニ憤激セラレ、上辱メラルレハ臣死スト云フコトカアル。汝等はなぜ周布政之助ヲ見遁シタカト近臣ヲ詰問セラレタ、其近臣ハ^{〔山地元治〕}山路氏^{〔中將〕}（後ニ陸軍大将トナル）^{〔三〕}外ニ二名ノ容堂公ノ小性デアツタ。此容堂公ノ御詞ニ激動セラレテ^{〔四〕}三人ノ者共江戸ノ長州ノ麻布ノ屋敷^{〔下屋敷〕}ニ詰掛ケテ政之助ノ寄宿舎ノ玄関ニ於テ決闘ヲ申込シタ。此時政之助ハ二階ニ在ツテ尚ホ宿酔醒メス、玄関ノ土州人ノ声ヲ聞ヒテ容堂公ノちゃらちゃらヲ繰返シ一向決闘ノコト杯ハ意ニ介セサルモノノ如クデアツタノデアアル。^{〔久坂〕}日下玄瑞、高杉晋作ハ土州人ニ応接シテ之ヲ慰メ一面世子公ノ御用召トテ政之助ヲ殿中ニ出頭サセマシタ。土州ノ執政小南^{〔五郎〕}某モ容堂公ノ使者トシテ麻布ノ屋敷^{〔下屋敷〕}

(66) 「定広は、これより約二ヶ月前にあたる（文久2年…校註者注）九月上旬に初めて容堂を訪問したが、どうもパツとした印象を容堂に与えなかったらしい。九月十四日付で春嶽に充てた書簡には「言語不分明、聞き取りかね申し候」とあった」（家近・前掲注（45）173頁）。

ニ参ツタ。其使者ノ趣ハ、昨日政之助ノ容堂公ニ対スル失言ハ相当ノ御咎メアル様ニ致シタイ。併シ極刑ハ御容赦相成度トノ使ノ趣デアツタ。⁽⁶⁷⁾世子公ニ於テハ、其ハ屹度当方ニ於テ処分ヲスルニ依ツテ、容堂公ノ意ニ介セラレサルコトヲ希望スル旨ヲ答ヘラレタカラ、小南ハ立帰り、又山路^{〔地〕}其他ノ者共モ、日下、高杉等ノ慰撫ト世子公ノ御詞ニ依ツテ、無事ニ土州ノ屋敷ヲ引取ツタ。之カ為メニ政之助ハ^{〔王〕}〔文久2年11月から文久3年2月〕^{〔下屋敷〕}辛戌ノ暮カラ癸亥ノ正月ニ掛ケテ謹慎ヲ致シテ、麻布ノ屋敷ニ居ツタノデアリマス。然ルニ長州公ノ尽力セラレテ居所ノ天朝幕府ノ和合、尊王攘夷ノ主義、目的カ、追々進行スルニ付テハ政之助ヲ用ヒラルル必要ガ益々多大ナルヲ以テ、癸亥ノ歳一月京都ニ上ホラセラレマシテ、姓名ヲ変シテ^{〔麻〕}浅田公輔ト名乗ラセラレタノデアリマス。是ヨリ^{〔麻〕}浅田公輔ノ名ヲ以テ京都ニ於テ専ラ国事ニ尽サレタ為ニ、周布政之助ノ名称ハ容堂公ニ対シテ消失シタ次第テアル。翌癸亥ノ五月、京都ヨリ父カ山口ニ帰フタ時ニ^{〔麻〕}浅田公輔ヲ改メテ隠居出仕トセラレ、嫡子ノ私ニ周布ノ家督相続ヲ仰附ケラレマシタ。其故、甲子九月父カ死シタ時、既ニ周布ノ戸主ハ私デアツタ為メニ、浅田ト云ヘル家カ無クナツタ訳デアリマス。⁽⁶⁸⁾大森ノ事件ト云フモノハ、幕府ノ外国人ニ対スル所置ハ軟弱デアツテ天下志士ノ憤慨スル所トナリ、長州ノ壮年ナル高杉晋作、日下源瑞、井上馨（今ノ井上伯）^{〔久坂玄瑞〕}其他十三名、江戸ヲ脱走シテ横浜ノ洋館ヲ焼払フト云フコトデ横浜ニ向ツテ行ツタト云フコトヲ土州人カ聞付ケテ、⁽⁷⁰⁾〔11月13日、容堂は小南五郎をもって〕^{〔定広〕}長州公ニ内通ヲシタ。^{〔定広〕}長州公ハ大ニ驚カレテ、之ヲ引取ル為メニ

-
- (67) 同上176頁は、「翌日、毛利定広が慌てて土佐藩邸によって来て謝罪し、周布を手討ちにすると申し出るが、容堂は、「酔中の失言」で「手討ち」にするのはよくないと応え、周布の謹慎で折り合った」と述べる。
- (68) のちに麻田家は、明治12年8月に公平の養子となった政平（井上庄左衛門次男、明治10年2月生）が継いで明治20年2月に再興した（前掲注（38）「周布公平戸籍謄本」）。
- (69) 大和国之助、渡辺内蔵太、井上馨、久坂玄瑞、寺島忠三郎、有吉熊次郎、高杉晋作、白井小助、赤瀬武人、品川弥二郎、山尾庸三。
- (70) 家近・前掲注（45）174頁は、容堂に計画を通報したのは薩摩藩の高崎猪太郎（五六）か武市半平太であると述べる。

遂ニ馬ニ乗ツテ跡ヲ追駈ケラレマシタ。其御先使トシテ宍戸〔璣〕、寺内〔暢三〕ノ兩人ガ先ツ追駈ケテ、川崎ノ渡デ日下、高杉等ニ追附イテ、世子公ノ命ヲ以テ皆ヲ大森ノ梅屋敷マテ連帰ツテ来タ。梅屋敷ニ於テ世子公ハ洋館焼打ノ不得策ナルコトヲ段々ト説諭セラレ、壮年ノ徒モ之ニ承服致シタノテアル。政之助ハ偶々今戸町ノ大七樓ニ在ツテ酒宴中ニ此事ヲ聞キ、直チニ馬ニ乗ツテ世子公ノ後ヲ追ツテ梅屋敷ニ駈附ケタ。土州ノ容堂公モ様子ヲ見ル為メニ近臣ヲ遣ハサレタ。是等ガ皆集ツテ酒宴ノ最中ニ酔ニ乗シテ政之助カ容堂公ヲ罵詈シタノテアリマス。当時大藩ノ勢力アル君候ニ対シテ其藩臣ノ面前ニ於テ攻撃ノ詞ヲ出スト云フハ、仲々膽力ナクテハ出来ナイコトデアル。

(7) 一後日譚：容堂公と公平氏

大森ノ事件ニ続イタコトテ面白キ話ガアル。一新ノ当時、いや明治二年ノ〔三月〕⁽⁷¹⁾二月、私カ東京ヘ遊学ノ為メ神戸カラ出テ来タ。容堂ハ御一新ノ当時ハ豪飲豪遊ヲ屢セラレタノテアルガ、近臣カ之ヲ諫メテモ仲々聞入レヌニ依ツテ、此節長州ノ藩士周布某トテ故政之助ノ実子ガ上京ヲ致シタ。政之助ナルモノハ公ノ為メニ長州公ニ嚴刑ニ処セラレタニ依ツテ、其政之助ノ仇ヲ取ルト云フコトデアリ^{子ヲ}附 視⁽⁷¹⁾ウト云フ評判カアル。就テハ此節柄、茶屋料理屋等ニ御出向キニナルコトハ御控ニナツテ然ルヘシト云フコトヲ申上ケタ。容堂公ハ此ノ如キコトハアルカト云フテ、木戸孝允公ニ御話ニナツタ。木戸公ハ大ニ驚イテ、其レハ全ク間違デアリマス、政之助ナルモノハ^{〔麻〕}浅田公輔ト変名ヲ致シテ大森事件以後、軍国ノ重要ノ職ニアツテ、遂ニ国乱ノ為メニ一身ヲ捨タノテアツテ、隠居シタト云フコトハあなたニ対シテ起ツタコトデアルケレトモ死ンタコトハ少シモ関係ガナイコトデアツテ、其政之助ノ子タルモノハあなたニ対シテ何ノ恨ヲ以テモ居リマセヌ。政之助ノ子ハ自分ノ学問ノ為メニ此頃東京ニ出タノテアリマスト申上ケタ処ガ、然ラハ政之助ノ子ニ面会ヲ致シタイモノテル、どうデアルカ。其レハ最モ本人ノ悦フコトデアリマセウカラ、何時カ連レテ罷出マセウ。此コト

(71) 前掲注 (25)「漫遊秘録 □独庵□ (戊辰日記)」(明治2年3月20日条)。

ヲ木戸公カラ私ニ御話アツテ、公ト共ニ容堂公ヲ御尋ヲスル積リテアツタケレトモ、其違ナキ内木戸公ハ長州ニ帰ラレタ。帰ルニ臨ンテ、近々伊藤俊介〔輔〕（伊藤侯）カ神戸ヨリ東京ニ来ルニ依ツテ、俊介ニ話シテ置クカラ俊介ニ連レラレテ容堂公ニ面会ヲシロト云フコトヲ言置カレタ。然ルニ伊藤様ノ上京ハ段々遅レマシタカラ、私一人デ容堂公ノ屋敷ニ推参ヲ致シタ。容堂公ハ大ニ悦ンテ迎ヘラレ、直チニ酒宴ヲ設ケテ愛妾ニ酌ヲサセ相對座シテ快談ヲセラレ、曩キノ近臣ノ勸告ハ全ク一ノ方便デアツタカト云フテ大ニ笑ハレマシタ。爾來特ニ御愛顧ヲ受ケテ、明治四年私カ洋行ヲスル迄、屢罷出テ御話ヲシタコトカアリマス。ソシテ私ノ洋学ヲスルコトヲ大ニ賛成ヲセラレテ、一ノ掛物ヲ調製シテ特ニ私ニ賜ツタ。其語ハ、

〔為〕 成 山九仞功 缺 一 箕 〔虧〕 〔箕〕 (72)

ト云ヘル語デ今尚ホ保存シテ居リマス。初メ酒宴ノ時、三尺四方位ノ絹地ニ維新当時ノ豪傑ノ書画ヲ書イタモノヲ出サレテ私ニモ何か書ケト云フコトヲ乞ハレタニ依ツテ、取敢ズ日下源瑞〔久坂玄瑞〕ノ詩デ平生良イ詩ト思ツテ居ツタモノヲ私ハ其切レノ真中ニ少シ明イテ居ル処カアツタカラ其処ニ書イタ。之ハ私ノ氣象ヲ試ス為メニ此ノ如キ貴重ナルモノニ一書生ノ揮毫ヲ乞ハレタモノト見ヘマスガ、容堂公ノ磊落ナル氣象ハ此一例ヲ以テモ知ルコトカ出来マス。又私カ容堂公ヲチラウト云フコトヲ近臣カ云ツタト云フコトヲ話サレタ時ニ、絹地ヲ取寄セテ瓢箪ヲ書カレテ之ニ、

瓢箪ハぶらさがれと何となく頭のあたりに

締めくくりあり

瓢箪ハ頸あってこそ瓢ナリ予ニ頸あり

汝ニモ頸あり

其外瓢ハぶらぶら

ト書イテ私ニ呉レラレマシタ。之ハ御自分ノコトヲ評サレタノテアリマセウ。又私ニ面会ヲシテ疑団ガ全ク氷解シタコトヲ示サレタト見ヘル。此書キ物モ

(72) 山口県教育委員会編・前掲注 (36) 47頁。

今尚ホ私カ保存シテ居リマス。斯ク縁因ノ深キ愛顧ヲ受ケテ、明治五年〔6月〕私カ欧羅巴ニ滞在中公ノ薨去聞キ、畝郷ノ上御面会ヲスルコトヲ得ナカツタノハ誠ニ今デモ遺憾ニ思ツテ居リマス。

是カ周布政之助カ^{〔麻〕}浅田公輔ト改名ヲシ、私カ親ノ在生中ニ周布家ノ相続ヲナシタ次第テアル。

(8) 家督相続

① 児玉留槌の事

周布家ノ相続ハ私ノ兄カー人アツテ之カ嗣クヘキデアアルガ、其兄ノ生レラレタヨリ前ニ親ノ甥ヲ他カラ貰受ケテ嫡子ニ定メマシタ。其人ハ政之助ノ兄児玉伝兵衛ノ二男児玉留槌テアツテ、之ヲ周布家ノ相続人ニ貰受ケ、総領ノ嬢ガアツテ往々ハ之ニ^{メア}ハサセル積リテアツタ。なぜ早く相続人ト定メタカト云フニ、昔ハ相続人ナクシテ戸主ガ死ヌルト其家ハ断絶シタモノデアアル。今デモ華族ガ相続人ナクシテ死ヌルト爵ハ断絶スルト同シコトデアアル。尚ホ児玉伝兵衛ハ政之助ヨリ兄哥テアツタ為メニ周布ノ家ヲ嗣クベキ人デアツタカ、是亦其レヨリ上ニ周布家ニ兄ガアツタ為メニ〔文化12年〕児玉ニ養子ニ行ツタノデアアル。政之助ノ考デハ、自分ハ末子デ周布家ヲ相続シタカラ成ルヘク兄ノ血統ヲ以テ周布家ヲ嗣セタイ考ガアツタ。旁々児玉伝兵衛ノ二男ヲ早くカラ貰受ケテ自分ノ相続人トシタモノデアリマス。家名ヲ重ジ、相続ノ血統ヲ正シクスルコトニ付イテハ、昔ノ士ハ実ニ嚴重ナモノデ信義ノ実ニ篤イモノデアアル。

留槌ハ周布家ノ相続人デアアルカラシテ、総領ノ息子^{〔昌〕}正三郎一則チ私ノ兄ヲ繁澤ニ養子ニ遣ツタ。然ルニ其後児玉家ノ相続人ガ無クナツタ為メニ留槌ヲ児玉カラ連戻シタ。止ムヲ得ス周布家ニ残ツテ居ツタ二男ノ私ヲ直クニ相続人トシテ家ヲ嗣カセタノデアアル。

② 繁澤家の事

繁澤家ノ祖先ノ夫人〔繁澤安之允明政の妻〕ハ周布家ノ祖先ノ嬢〔杉岡就房の娘〕デアアル。而シテ繁澤ノ家ハ度々他カラ取子ニ取ラレテ相続ヲシテ祖先ノ血筋カ続

カナイ。周布ノ家ハ代々男子テ私マテ続イテ居リマス」。

そこデ繁澤家ニ於テハ、周布ノ家カラ相続人ヲ貫ヒバ繁澤家祖先ノ夫人ノ血筋ナリトモ続カセテ行キタイト云フノテ、私ノ兄ヲ繁澤ノ養子ニ貫ツタノテアル。其故ニ留槌カ兒玉家ニ皈ツタ時ニ^{〔昌〕}正 三郎ヲ繁澤カラ周布家ニ取還スコトカ出来ナカツタ為メニ、周布家ノ二男タル私ヲ直チニ相続人ニシタト云フ訳デアリマス。

(9) 政之助翁の相続と、母の事

私ノ親カ末子デアリナガラ周布ノ家ヲ相続シタト云フモノハ、総領ノ兄ガアツテ、二男〔幾之進ノ六郎左衛門⁽⁷³⁾〕、三男其他ヘ養子ニ行キ、因ラズモ政之助ノ親ト総領ノ兄トカ同年月ニ死シタノデ、政之助ハ生レタ計リデアツタガ外ニ家ニ居ルモノカ無イカラ直チニ政之助カ家ヲ相続シタノテアル。

其時一旦家カ断絶シタ。親戚ノ植木五郎^{〔左〕}右衛門、兒玉伝兵衛カラ長州公ニ請願ヲ致シテ、赤兒ノ政之助ニ特ニ相続ヲ許ルサレタ。之ハ〔数え〕一歳デハ相続ハ出来ナイカラ一ツ貫歳ヲシテ〔数え〕二歳ト届ケテ、〔数え〕二歳ノ小兒ニ相続ヲ仰附ケラレタノデアリマス。

之カ為メニ百五十石ノ家禄カ半減ニナツテ七十五石ノ禄ヲ賜ツタ。^{〔68〕}

其時政之助ノ母親ハ四十五歳デアツタ。四十五歳ニシテ夫ト総領息子ヲ失ヒ、知行ハ半減ニナリ、一歳ノ赤兒ヲ養育スル責任ヲ一人デ持ツタカラ、誠ニ其未亡人ハ苦辛ヲシタ人デアルガ、実ニ世ノ龜鑑トモナルヘキ良妻賢母デアツテ、此夫人ノ教育ヲ受ケタト云フ政之助ガ後來重要ノ職ニ就イテ再ヒ家ヲ興シ名ヲ揚ケル様ニナツタノデアル。其教育ノ仕方ノ一例ヲ挙ケテ見レハ、政之助ガ要路ニ就イテ京都江戸ノ間ノ各地ヲ奔走スル時ニ、七八十ノ老人ノ母親ガ遣ツタ手紙ニ、只君ノ為メクニノ為メニ命ヲ捧ケテ奉公ヲシロト云フ簡単ナルコトヲ書イテアル。其手紙ヲ一寸ノ感状ト云フテ守袋ニ入レテ肌身ヲ離サナカツタノデ、政之助ガ死ヌル時モ持ツテ居ラレマシタ。母ハ忠ヲ子ニ奨メ、子ハ母

(73) 幾之進ノ六郎左衛門ハ、文化9年、小野平三郎ノ跡を継いだ。

ノ教ヲ如何ニ遵奉セラレタカト云フコトガ解カル。

政之助ノ最後ヲ遂ケラレタ時ハ母親ハ九十歳テアツタガ、其死ヲ聞クト人々ハ皆如何テアルカト云フテ心配ヲ致シタガ、母親ハ只一言、政之助ハ能ク死ンダカト云フ一言ノミデ涙一滴モ流サレナカツタノテアル。政之助ハ君国ノ為メニ最後ヲ遂ケルコトガ此母親ヨリ幼少ノ時カラ教訓ヲ受ケタノテアルカラ、覚悟ノ前テ少シモ恐レナカツタノテアリマス。

(10) 四境戦争 *鎖帷子の事

甲子九月二十六日父カ死去シタニ付イテ、其跡仕末ヲ為シテ、祖母、母、妹二人〔仲、清〕ヲ伴ヒ甲子ノ歳ノ暮ニ山口ヲ引上ケ大津郡三隅村字浅田ノ茅屋ニ帰郷致シタ。

従来政府ノ要路ニ当ツタ人々ハ追々反対党〔俗論党〕ノ為メニ殺サレ、〔元治元年11月〕^{〔益田〕}増田〔親施〕、福原^{〔元備〕}、国司〔親相〕ノ三大夫ハ切腹ヲ申附ケラレ、前田^{〔竹内〕}〔孫右衛門〕、宍戸〔真激〕、竹ノ内〔正兵衛〕、榑崎〔弥八郎〕、渡辺〔内蔵太〕、山田〔亦介〔山田顕義の伯父〕〕、松島〔剛蔵〕、佐久間〔左兵衛〕、中村〔九郎〕、大和〔国之助〕〔、毛利登人〕ノ十一人〔甲子殉難十一烈士〕ハ萩ノ野山ノ獄ニ投セラレテ遂ニ獄吏ノ手ニ懸ツテ命ヲ無クセラレタ。三大夫ノ首級ハ広島ニ送リテ幕兵ノ総大将尾張大納言〔徳川慶勝〕ノ実検ニ供セラレマシタ。

然ルニモ拘ラス〔慶應2年6月〕幕府ハ、全国ノ兵ヲ挙ケテ長州ノ四境ニ攻入ラント致シタ。茲ニ於イテ長藩ハ一藩死ヲ決シテ、君ノ為メニ国ヲ守リ、幕兵ヲ打退クルコトニナリマシタ。〔8日〕第一ニ伊予ノ松山兵カ大島郡ニ上陸ヲシタ。長兵不足ノ為メニ急ニ山口ヨリ援兵ヲ差出サレタ。其援兵ハ士族隊〔浩武隊〕ニテ、私ノ実兄繁澤^{〔昌〕}正三郎モ此隊ニ加ツタ。援兵ノ大津郡ニ到着スルト同時ニ、高杉晋作ハ馬関ヨリ小蒸気船〔丙寅丸〕ニ乗り大島郡ニ疾走シテ幕軍ヲ攻撃シ、海陸共ニ松山兵ヲ攻メタカラ松山兵ハ大ニ敗走ヲシマシテ間モナク大島郡ハ鎮定ニ帰シマシタ。

此後ニ^{〔昌〕}正三郎ハ父ヨリ譲受ケタル手軽ナル鎖帷子ヲ携帯シテ着用シヤウトセラレタ。其鎖帷子ハ具足ニ代用スル為メニ極手軽ニシテ堅牢ニ調製セラレタ

ノテ、〔文久3年3月〕嘗テ高杉晋作カ京都ヨリ遊歴スルトテ出発ノ際ニ政之助カ晋作ニ臆ト致シタノテアリマス。晋作ハ大ニ悦ンテ鎖帷子ノ胴着ノ裏ニ其由緒ヲ⁽⁷⁴⁾記ルシテ、之ヲ着用シテ国家ノ為メニ打死ヲセムト欲スルト書イテアリマス。後ニ晋作ハ無事ニ京都ニ帰ツタ時ニ之ヲ政之助ニ返却ヲサレマシタカラ、政之助ハ其由緒ヲ又胴着ノ裏ニ手記シテ之ヲ長男ノ^(昌)正三郎ニ譲渡サレタノdeal。斯ク大切ナル親ノ譲リ物デアツテ、^(昌)正三郎カ大島郡ノ戦時中ニモ用ヒ様トシタ所ノ物テアルカラ子孫ハ之ヲ大切ニ保存シナケレハナラス。今繁澤ノ家ニ此鎖帷子ヲ保存シテアリマス。

大島郡ノ戦ニ付イテ、〔14日〕安芸ノ国、周防ノ国ノ国境ナル小瀬川ヲ幕兵ノ隊長〔彦根藩士竹原七郎平〕カ騎馬ニテ渡来ラムトシタ。川ノ中央、則チ長州ノ領地ニ足ヲ入レルヤ否ヤ、始メテ我兵ヨリ発砲ヲシテ其隊長ヲ打殺シ引続キ川ヲ渡ツテ安芸ノ領分ニ突入ヲ致シタ。

長州ノ主義ハ何処迄モ防禦主義〔武備恭順〕テアツテ、我ヨリ先ンシ手出ヲ為サス、彼ヨリ攻来ルヲ待ツテ始メテ、止ヲ得ス正当防禦ノ為メニ彼ヲ打退ケタノテアリマス。

^(廿)引続キ安芸ノ二十日市ヨリ小瀬川ノ中間ニ於イテ屡戦争ヲ交ヘタガ、幕兵ハ^{シウジン}此方面ハ新選組ト唱フル西洋銃陣ヲ仕込ミタル精兵カ多数来リ、仲々善ク防キ善ク戦フタ為メニ平和克復ニ至ルマテ広島迄長州兵ガ行クコトハ出来ナカツタ。

当時私ハ第三大隊第一中隊第二小隊長ヲ務メテ居リマシタ。長州ニハ足輕組ノ者ト唱ヘル今日ノ下士卒ニ当ルモノガアツタ。此者等ヲ大隊組織トシテ、一大隊カ四中隊、一中隊カ二小隊ヨリ組織セラレテアツテ、一小隊ノ人数ハ三十五人テアツタ。私ノ率ヒテ居ツタ隊ハ長州三田尻ノ警固町ニ土着セシ御舟手ノ卒テアリマシタ。此御舟手ハ海軍ノ卒deal。三田尻ニ土着サセテアツタト云フノハ、長州公ハ上方ニ登ラレルニハ三田尻ノ港ヨリ出帆セラレルカラdealト思フ。此三田尻ノ大隊ハ二中隊テ四小隊ヨリ組織セラレテアツテ、大隊長ハ

(74) 前掲注 (59) 「甲冑裏布書」 456頁。

別ニ無クシテ中隊長カ二名アツテ、其古参ノ人カ両中隊ヲ指揮シタ訳テアル。

私ハ三田尻ニ出張ヲ致シテ居ツテ、幕兵ノ四境ヲ攻メルト同時ニ山口ノ政事堂ニ出頭ヲシテ、成ルヘク速ニ我兵隊ヲ国境ニ出張ヲ命セラレムコトヲ屢請願ヲ致シタ。其当時応接ヲシタノハ政府ノ役人——重ニ廣澤兵助、佐瀬八十デアツタガ(廣澤ハ御一新ノ時ノ廣澤参議、佐瀬ハ前原一誠テアル)、間モナク出張ノ命ヲ受ケタカラ大ニ勇ミ悦ンテ、三田尻ヨリ舟ニ乗ツテ徳山ニ上陸ヲシテ小瀬川ヲ渡リ芸州ノ或村ニ陣取ヲ致シタ。其地ハ新ニ兵燹ニ罹ツテ人家ハ残り少クナツガ、寺ガアツテ其寺ニ宿営ヲ致シタノテアル。

是ヨリ二十日市ニ至ルマテ、四十八坂ト云ヘル險阻ナル多数ノ坂路カアツタ。此坂路ヲ挟ンテ先鋒ノ遊撃隊ト幕兵ト頻リニ戦ヒマシタ。私ノ隊モ後陣トシテ出張ヲシ、頻リニ砲烟弾雨ヲ望見シタケレトモ実戦ニ至ラスシテ休戦ニナリマシタ。

其時、軍艦カ三田尻ノ城ヲ衝イテ、山口ノ城ニ進入スルト云フ状報カアツタガ、之ハ容易ナラサルコトデアル。如何トナレハ、多数ノ軍隊ハ四境ニ出張ヲシテ、城下ニ至ツテ兵力ガ少クテ、君公ノ身辺ハ殆ト空虚ニナツテ居ル。此処カラ山口マテ僅カニ六里デ、平坦ナル道ノ間ニ一ツノ坂カ有ル丈ケテアルカラデアリマス。

幕府ノ海軍ハ勝安房ガ率ヒテ居ツタガ、已ニ蒸汽船デアツタ」。

為メニ、我大隊ハ速ニ茲ヲ引揚ケテ、三田尻ヲ守ルト云フ命令カ下ツタ。其時ノ〔遊撃隊の〕参謀部ハ川瀬安太郎(現今ノ枢密顧問官川瀬眞孝)ハ参謀長デ、上ニ家老ノ某〔毛利藤四郎親直〕ガアツテ総督ヲシテ居ツタカラ、其川瀬ニ是非外ノ兵ヲ還シテ我兵ハ未タニ戦ヲ致サヌコトデアルカラ安芸ニ残シテ置カレル様ニト云フコトヲ嘆願シタケレトモ、如何ンセン君公ノ命ニ依ツテ——三田尻カ危イカラ三田尻ヲ守レト云フノテアツタカラ、遺憾ナカラ三田尻ニ急行シテ引揚ケテ帰ツタ。

其レテ三田尻ニ於イテハ望楼ヲ築キ——楼ト云ツテモ格別堅固デナイ物見位ノコトデアルガ、日々斥候ヲ出シ見張ヲ出シテ敵ノ軍艦ノ来ルヲ待ツタケレトモ、遂ニ来ラスシテ四境ノ戦争ハ益々我勝

(二葉—四頁—⁽⁷⁵⁾欠)

州ノ諸隊ヨリ選抜シタ所ノ兵士ヲ率ヒテ京都ニ上ホラレタ。此時私モ同行ヲスル考デアツタガ、折柄持疫（現今ノ腸空扶斯）ニ罹ツテ、丁卯ノ歳ノ九月九日カラ床ニ就イテ翌春マデ煩ツタノテアル⁽⁷⁶⁾。其レカガメニ遺憾ナカラ出張ヲスルコトカ出来ナカツタ。病中ニモ始終京都ノ戦争ノコトヲ囁^{ウハゴト}語ニ云フタサウデアアル。其病氣中ハ、山田郡矢原村吉^(富)富藤兵衛方ノ世話ニナツテ、三隅村ヨリ母親、兄等モ看護ニ参ツテ居ツタ。

兄ハ私ノ病氣ニ罹ル前ニ山口ノ兵学校ニ居リ、私ハ明倫館ニ居ツテ病氣ニ罹ツタノテアルカラ、明倫館カラ直クニ吉^(富)富ノ内ニ参ツテ療養ヲシタ。

兄カ来テ看病ヲシテ居ツテ呉レタガ、夢ニ母親ガ看病ヲシナケレバ此病ハ到底癒ラナイト云フ何カノ告ガアツタ様ニ思フ。其レカラ遽カニ兄カ田舎カラ母親ヲ呼ンテ呉レタノデアアル。

当時まだ医者ガ開ケナカツタガ、竹田^(庸)様伯ト云ヘル君公ノ侍医ガアツテ、之ハ蘭学ヲ致シテ多少西洋流ノ治療ヲ知ツテ居ツタ。此人カ療養ヲ致シテ呉レタ。

或日^(庸)様伯ハ診察ニ来テ、吉^(富)富藤兵衛ト酒宴ヲ開ヒテ大イニ談笑ヲシタ。病中喧シカツタコトヲ記憶シテ居ル。母親ハ、実ニ人情ハ軽薄ナルモノデアアル。人ノ生命ノ危キヲ助ケント看病ヲシテ居ルノニ、医者ト主人ト面白サウニ酒ヲ飲ンテ喧シク話ヲシテ居ルト、母ハ余程不愉快ニ感シタモノト見ヘ、後々マテ母親ハ此話ヲ致シテ居ツタ。病人ノ居ル所テハ大イニ注意ヲシナケレバナラヌト思フ。

此病氣ガ凡ソ全快ヲシテカラ、前ニ云フタ通り十二月廿六日三隅村ニ歸ツタ。御一新ノ時ハ病後ノ身体ノ恢復ニ専ラカヲ致シテ居ツタ。

(75) 前掲注 (30) 神奈川県立図書館所蔵『周布公平ノ記』欄外赤字記入。

(76) 公平の病状を重く見た親族は、11月17日に兼重讓藏(慎一)の次男虎三郎を仮養子とすることを求め、これが認められた(「〔周布公平履歴関係書類〕」『周布公平関係文書』(410-10))。